

平成 1 5 年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、
港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別
会計の執行状況、管理状況に関する事項」

和歌山県包括外部監査人

包括外部監査報告書 目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1．監査の種類	1
2．選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3．事件を選定した理由	1
4．包括外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	2
5．包括外部監査人の補助者の資格及び人数	2
6．包括外部監査の実施期間	2
第2章 港湾事業の概要	3
1．和歌山県（以下「県」という。）の港湾の現況	3
(1) 全体	3
(2) 主な港湾	5
和歌山下津港	5
日高港	10
文里港	11
新宮港	12
2．港湾施設の現況	13
(1) 主な係留施設	13
(2) その他施設	13
3．港湾整備事業及び港湾改良事業全般に関する県の基本的考え方及び施策	14
(1) 港湾整備事業及び港湾改良事業の目的	14
物流基盤としての整備	14
地域経済基盤としての整備	14
生活基盤としての整備	14
防災拠点としての整備	14
(2) 事業の目的に対する現状の問題点及び解決のための方向性及び施策	15
物流基盤整備	15
地域経済基盤整備	15
生活基盤整備	15
防災拠点整備	15

(3) 他自治体とは異なる特色ある方策.....	16
4. 事業の概要.....	17
(1) 平成14年度の事業の概要.....	17
(2) 主な事業の概要.....	18
和歌山下津港 西浜地区整備事業.....	18
和歌山下津港 臨港道路紀の川右岸線.....	19
日高港港湾整備事業.....	21
文里港港湾整備事業.....	23
新宮港港湾整備事業(第2期計画).....	25
5. 組織.....	27
(1) 組織図.....	27
(2) 人員.....	28
6. 収支の状況.....	28
(1) 一般会計と特別会計.....	28
(2) 最近5年間の収支の推移(一般会計及び特別会計).....	29
一般会計.....	29
特別会計.....	31
7. 港湾整備事業債の状況.....	32
8. 基金の状況.....	33
(1) 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金.....	33
(2) 和歌山下津港環境整備等基金.....	34
第3章 監査の結果と意見.....	35
1. 財務事務の状況.....	35
(1) 歳入.....	35
入港料.....	37
岸壁、棧橋物揚場使用料.....	39
野積場使用料.....	40
荷さばき地使用料、上屋使用料、荷役機械使用料.....	41
港湾占用料、港湾施設用地使用料.....	43
マリーナ使用料、魚釣り公園使用料.....	44
収入未済の状況.....	45
使用料単価の決定方法.....	46
(2) 歳出.....	47
人件費.....	47
委託料.....	48

工事請負費.....	50
公有財産購入費.....	54
負担金、補助及び交付金.....	55
補償、補填及び賠償金.....	56
(3) 財産.....	58
未稼動固定資産.....	58
破損固定資産.....	59
固定資産の利用状況.....	59
基金の状況.....	65
(4) 県債.....	66
現状.....	66
監査の結果.....	66
2. 経営管理の状況.....	66
(1) 監査の結果.....	66
計画策定時の使用料収入見積根拠資料.....	66
計画策定後の実績との比較分析.....	67
(2) 意見.....	67
港湾利用状況の適時把握と利用促進への取り組み.....	67
3. 建設事務所別収入及び支出の状況.....	68
(1) 建設事務所別収入及び支出.....	68
(2) 意見.....	70
4. 港區別収支分析(和歌山下津港).....	71
(1) 港區別収支.....	71
(2) 意見.....	73
5. 西浜地区整備事業.....	76
(1) 使用料収入の計画.....	76
計画実績対比.....	76
監査の結果.....	77
(2) 収支計画.....	82
県の収支計画.....	82
監査の結果.....	83
(3) 収支計画の試算.....	84
ふ頭用地の収支計画.....	84
意見.....	84
6. 港區別損益計算書分析(和歌山下津港).....	85
(1) 港區別損益計算書.....	85

(2) 意見	88
7 . 総括意見	89
(1) 入札に関する事項	89
高い落札率	89
新しい入札制度に向けて	89
(2) 港湾整備事業の今後の課題	90
西浜地区整備事業の将来の収支見込及び県財政に与える影響	90
港湾施設の有効利用の必要性	90
港湾管理者としての説明責任	90
第4章 利害関係	90
添付資料 料金表	91

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の
関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

（1）包括外部監査対象

和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

（2）包括外部監査対象期間

平成 14 年度（自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 15 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 15 年度分の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

包括外部監査は、法第 252 条の 37 第 2 項にあるように、対象団体の財務に関する事務の執行及び当該対象団体の経営にかかる事業の管理が法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかに着目することとなっている。すなわち当該対象団体の「住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるべき原則」と「組織及び運営の合理化に努めるべき原則」を達成することを期待されている。

上記視点に立ち、住民に密接に関連する部門を選定したものである。特に注目すべき点は、港湾整備、港湾改良事業の公共性と採算性のバランスである。当該事業は地域産業及び経済発展の原動力としての役割が期待される一方で、税収の増加が期待できない県の財政状況において、経費の削減と共に、事業の効率的な執行を行うことを予定されている。

したがって、当該事業が、その公共性を重視しつつ、合理化、効率化の視点から適切に運営、管理されているかが着目点と判断している。

4. 包括外部監査の方法

（1）監査の要点

法令等に対する合規性について

対象の歳入歳出状況について

対象の管理運営の効率性について

(2) 主な監査手続

関係書類の閲覧

関係者からの状況聴取

現地視察

5 . 包括外部監査人の補助者の資格及び人数

公認会計士 6 名

6 . 包括外部監査の実施期間

自平成 15 年 8 月 25 日 至平成 16 年 2 月 23 日

第2章 港湾事業の概要

1. 和歌山県（以下「県」という。）の港湾の現況

（1）全体

県には、特定重要港湾（注1）の和歌山下津港、重要港湾（注2）の日高港と、新宮港など13港の地方港湾（注3）がある。なお、地方港湾の中で由良港と勝浦港については、避難港（注4）に指定されている。また、56条港湾（注5）として池田港がある。

現在、県内の644 kmに及ぶ海岸線には、特定重要港湾和歌山下津港、重要港湾日高港を含め、16港の港湾が点在し、各港湾では、経済及び文化の発展に貢献するべく、周辺地域と連携を取りながらの整備が進められている。紀北地域においては、和歌山下津港を、紀中地域においては日高港を、紀南地域においては新宮港を、地域振興の一翼を担う流通拠点として、機能が十分に発揮できるよう重点的に整備を進めている。

（注1）特定重要港湾

重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定められたもの。

（注2）重要港湾

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定められたもの。

（注3）地方港湾

重要港湾以外の港湾で、地方の利害に関わるもの。

（注4）避難港

荒天時、小型の船舶が非難のために停泊することを主目的とした港湾で、政令で定められたもの。

（注5）56条港湾

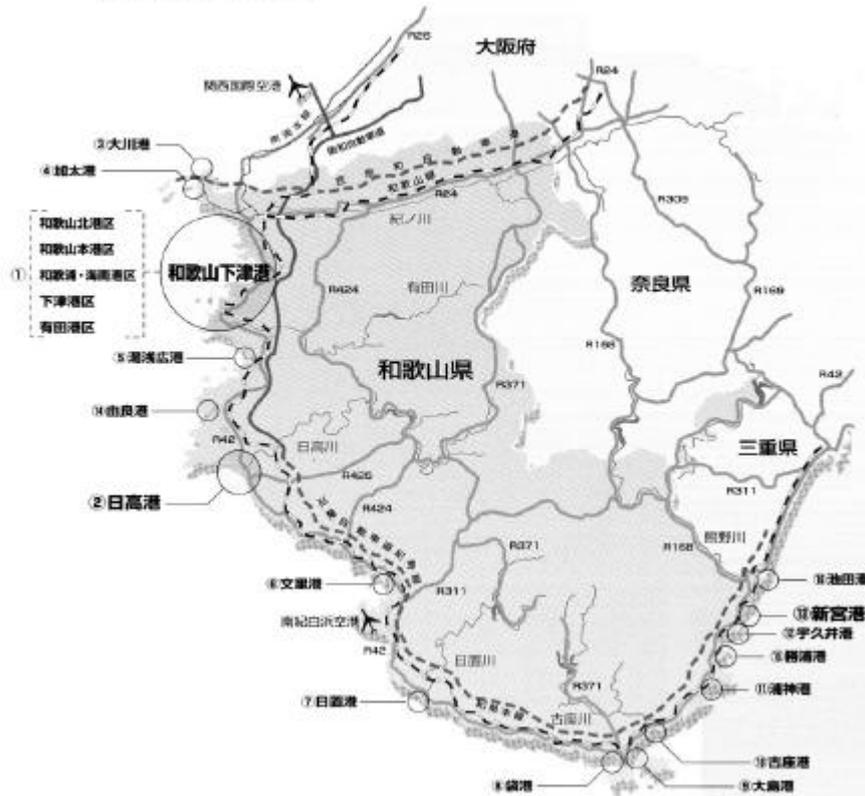
港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾。

なお、港湾法第56条に規定されていることから56条港湾と呼ばれている。

< 管理港湾一覽表 >

港名	区分	所在地	
和歌山下津港	特定重要港湾	和歌山北港区	
		和歌山本港区	
		和歌浦・海南港区	
		下津港区	
		有田港区	
日高港	重要港湾	御坊市 美浜町	
大川港	地方港湾	和歌山市	
加太港		和歌山市	
湯浅広港		湯浅町 広川町	
文里港		田辺市	
日置港		日置川町	
袋港		串本町	
大島港		串本町	
古座港		古座町	
浦神港		那智勝浦町	
宇久井港		那智勝浦町	
新宮港 (特定地域振興重要港湾)		新宮市 那智勝浦町	
由良港		地方港湾 (避難港)	由良町 日高町
勝浦港			那智勝浦町
池田港		56条港湾	新宮市

和歌山県港湾一覽表



(2) 主な港湾

和歌山下津港

和歌山下津港は、北から、和歌山市、海南市、下津町、有田市の広い範囲にまたがる港湾で、その年間取扱い貨物量は約 5 千万トンにのぼる。この和歌山下津港は、5 つの港区に分けられ、各港区は北から順に、和歌山北港区、和歌山本港区、和歌浦・海南港区、下津港区、有田港区と呼ばれている。

和歌山下津港の歴史は、紀の川河口の港として現在の和歌山本港区の辺りに港が開かれたことに始まり、江戸時代には四国諸藩の貢米を輸送する江戸航路の寄港地として、明治時代には沿岸航路の定期船寄航地として栄えてきた。戦後は、鉄鋼、石油及び化学関連の工業港として発展を遂げ、昭和 40 年 4 月に特定重要港湾に指定された。

広い港湾区域内には、特色のある地域が点在し、同じ和歌山下津港の中でも異なった顔を見せている。

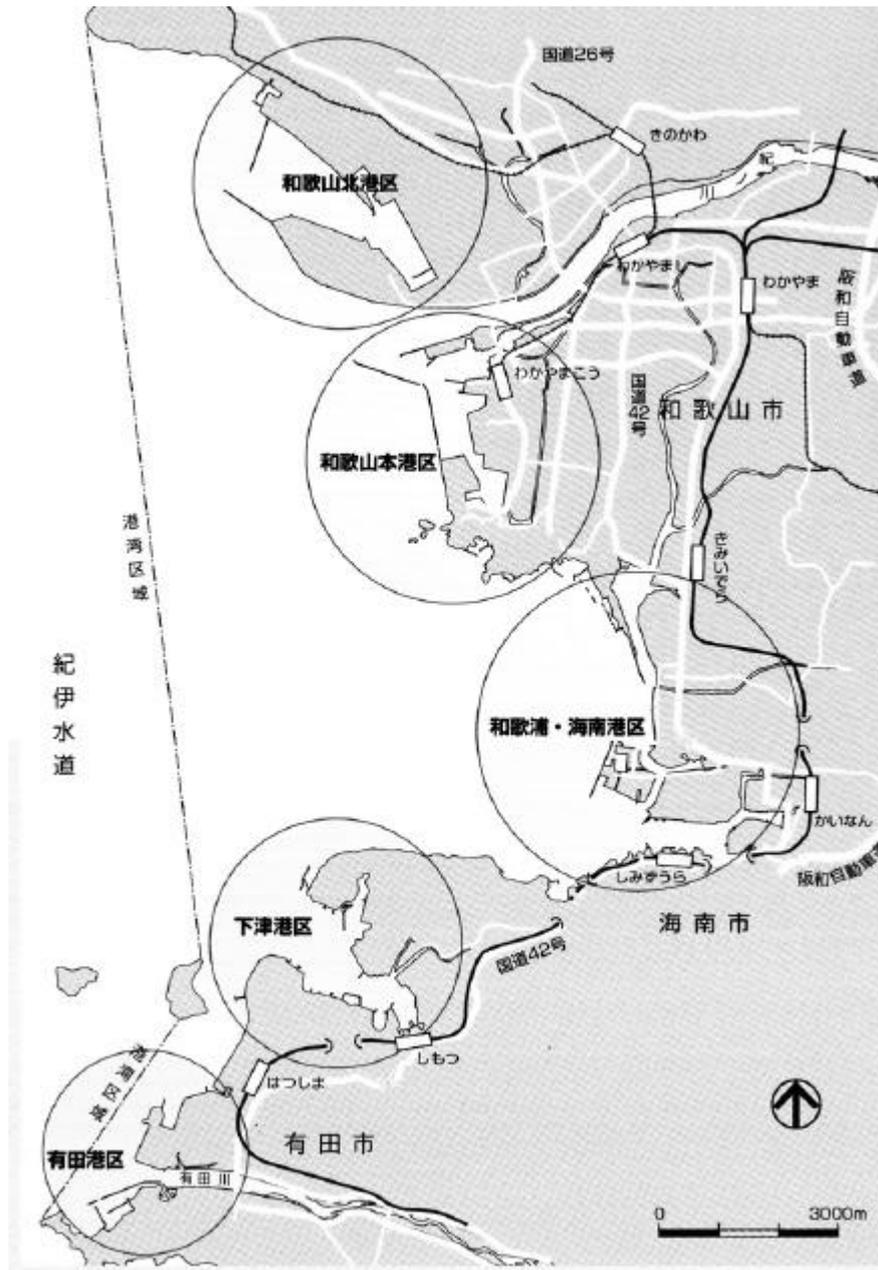
和歌山北港区は背後に巨大な製鉄所を抱える鉄鋼港湾として有名であり、また、西防堤沖埋立地西側の魚釣り公園には、年間 10 万人もの人々が訪れている。

和歌山本港区は、木材に代表される公共貨物を取扱う地区で、平成 13 年 5 月には、西浜地区において、40,000 トン級の大型コンテナ船が接岸可能な岸壁や、荷役効率の高い大型クレーン（ガントリークレーン）を備えた国際コンテナターミナルがオープンした。平成 7 年 7 月に開設された韓国との定期コンテナ航路に加え、中国や東南アジア方面との新規航路開設に向け取り組んでおり、今後、国際貿易の窓口として活躍が期待されている。

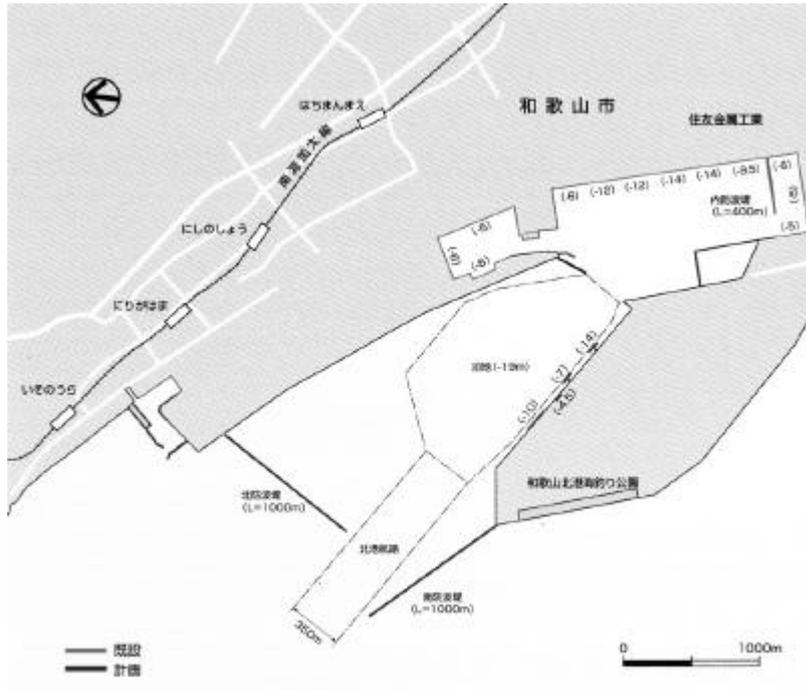
また、和歌浦・海南港区にはテーマパーク等を立地した「和歌山マリーナシティ」があり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

下津港区は一代で財をなした紀伊国屋文左衛門の出帆の地として知られ、現在は石油精製企業が立地している。また、有田港区は日本有数の石油基地である。

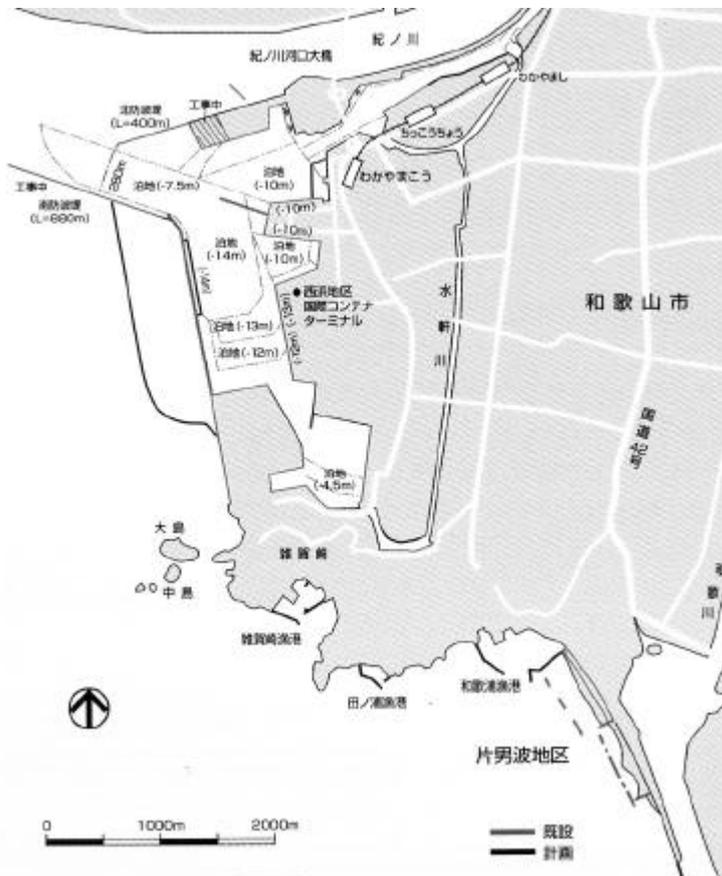
和歌山下津港



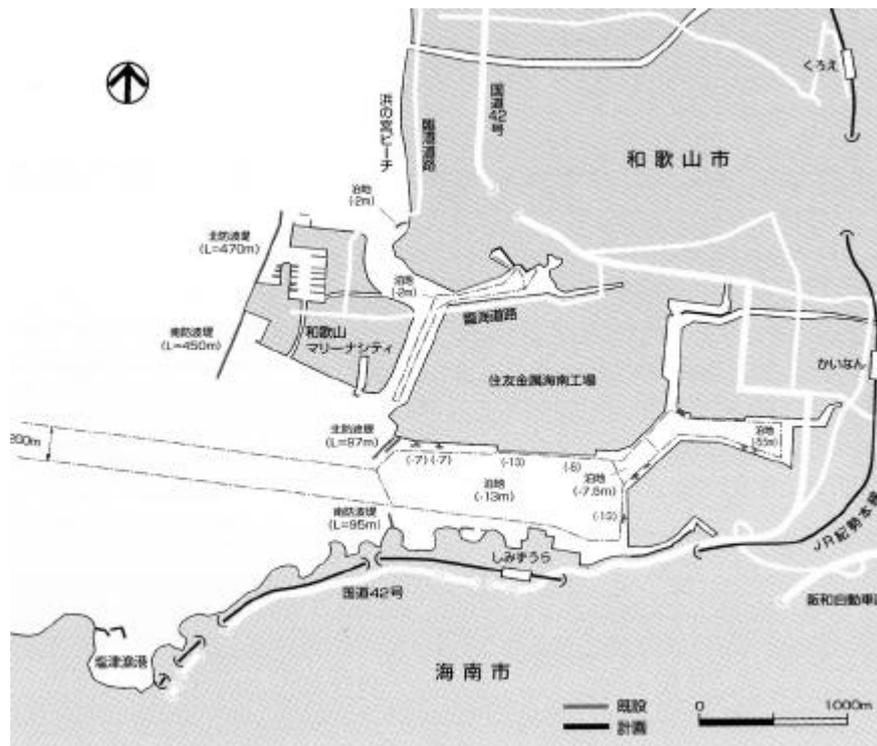
和歌山北港区



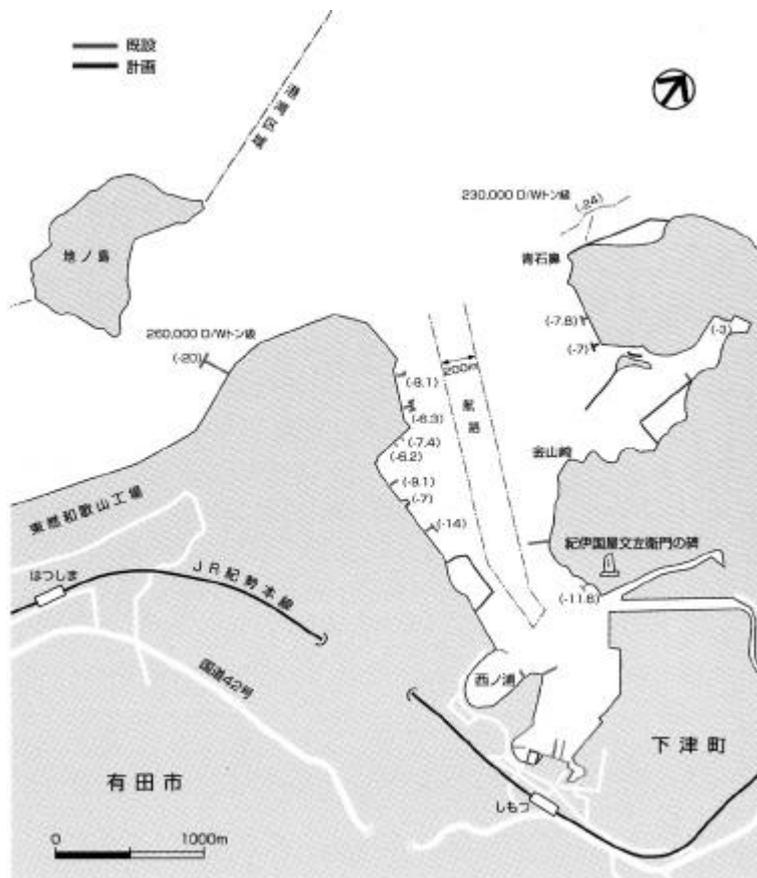
和歌山本港区



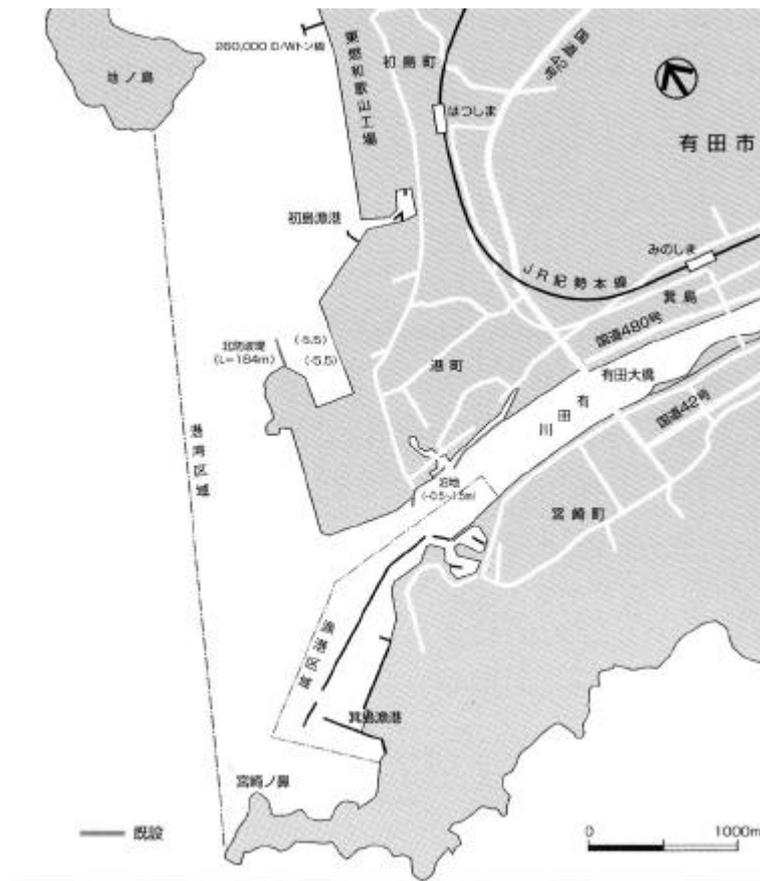
和歌浦・海南港区



下津港区



有田港区



日高港

日高港は、日高川の河口港であり、明治の中期より昭和初期まで大阪商船等の紀州航路の寄港地として発展し、その後は、昭和 58 年 10 月に重要港湾に指定され、御坊市周辺の地場産業である木材の取扱いを中心に利用されている。

現在は、紀中地域の物流や産業振興の拠点となるべく、大型岸壁などの港湾施設整備を進めている。湯浅御坊道路の開通により期待される臨海部の土地需要に応え、早期に事業効果を発揮するため、塩屋地区において南ふ頭と県企業局による後背地の工場用地を第 1 期計画として整備中である。

なお、今後の物流貨物の増加及び企業の進出が明らかでないため、第 1 期工事後の計画実施時期は未定の状況である。また、関西電力御坊第 2 火力発電所は平成 11 年度に建設許可があり、工事が開始されたものの、電力需要低迷のため平成 14 年度、平成 15 年度は現場での工事はなく、操業開始予定は 2 年延期され平成 25 年度となっている。



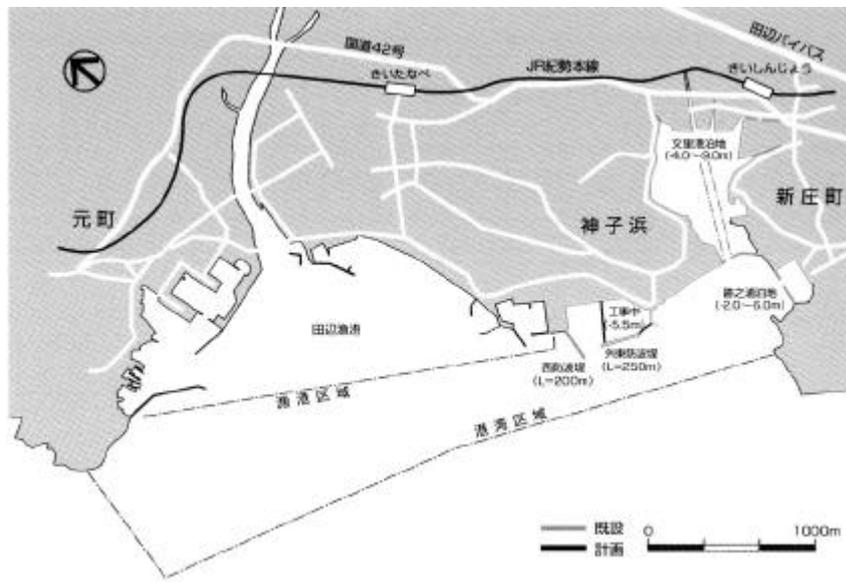
文里港

文里港は、田辺湾の湾奥に位置する港で、古くは現在の田辺漁港付近が船の発着所として利用されていた。

昭和2年にふ頭の整備が行われたのを経緯に紀州航路の寄港地として、現在の文里港が田辺市周辺の海の玄関口となった。

昭和21年の南海大地震によって甚大な被害を受け、ふ頭は見る影もなく破壊されたが、逐次復旧や改良を行い、地場産業である木材、砂利及び砂等を扱う港湾として整備され、地域経済の振興に貢献している。

現在は、田辺市と背後圏を支える拠点港湾となるべく、大規模震災時にも対応できる耐震強化岸壁の重点整備を図っている。



新宮港

新宮港は、古くから開かれ、かつては捕鯨の基地として利用され、また明治の頃には大阪商船等の寄港地として栄えた。

昭和45年に現港湾区域を設定し、年々整備が進められ、昭和54年港湾の基本施設が完成した。

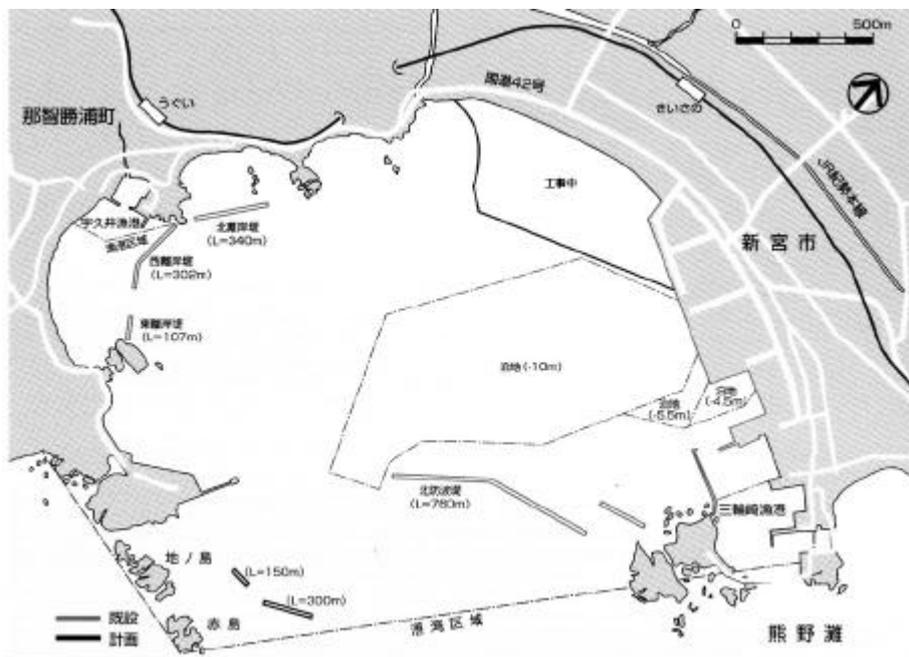
近年は、船舶の大型化に対応した、岸壁等の整備を進めており、平成12年には背後地域の産業振興が期待できる港として「特定地域振興重要港湾」(注)に選定され、紀南地域における唯一の貿易港としてのポテンシャルを最大限に生かした流通拠点としての期待が高まっている。

また大型旅客船をはじめ、東京と宮崎を結ぶ定期フェリー航路が就航しており、熊野や高野といった様々な観光地への海の玄関口としても活躍している。

現在、産業基盤を活用した地域振興を図るべく、港湾施設の整備充実に向け、平成9年度から第2期整備事業として、新宮市土地開発公社の工業用地造成事業とあわせて、現在の施設から佐野川河口部にかけての工事に着手している。

(注) 特定地域振興重要港湾

地域の振興に重要な役割を果たすことが期待できる港湾で、特定の分野及び機能の強化を図り、港湾及び周辺地域の活性化を図るため、調査の実施及び予算の配分等を通じて国が積極的に支援する港湾で、平成12年5月、運輸省(現、国土交通省)から全国で12港湾が選定された。



2. 港湾施設の現況

(1) 主な係留施設

港種	港名		主な公共係留施設
特定重要港湾	和歌山下津港	和歌山北港区	- 10m岸壁 1バース
		和歌山本港区	- 13m岸壁 1バース
			- 12m岸壁 1バース()
			- 10m岸壁 4バース
			- 7.5m岸壁 3バース(2バース工事中)
			- 5.5m岸壁 8バース
			- 4.5m岸壁 8バース
		和歌浦・海南港区	- 5.5m岸壁 2バース
下津港区	- 4.5m棧橋 2バース		
有田港区	- 5.5m岸壁 2バース		
重要港湾	日高港	- 12m岸壁 1バース(工事中)	
		- 7.5m岸壁 1バース(工事中)()	
		- 5.5m岸壁 1バース(工事中)	
地方港湾	文里港	- 5.5m岸壁 1バース(工事中)()	
		- 5.5m棧橋 1バース	
		- 4.5m岸壁 2バース	
		- 4.5m棧橋 1バース	
	新宮港	- 10m岸壁 1バース	
		- 5.5m岸壁 1バース	
		- 4.5m岸壁 2バース	
		- 11m岸壁 1バース(工事中)	
		- 7.5m岸壁 1バース(工事中)()	
		- 7.5m岸壁 1バース(工事中)	

() 耐震強化岸壁

(2) その他施設

港種	港名	上屋		荷さばき地		野積場		荷役機械	
		棟数	敷地面積	箇所数	面積	箇所数	面積	台数	能力
重要特定港湾	和歌山下津港	8棟	10,687m ²	3箇所	125,668m ²	6箇所	166,560m ²	2台	34.0トン 56.0トン
地方港湾	宇久井港			6箇所	2,179m ²	3箇所	491m ²		

3. 港湾整備事業及び港湾改良事業全般に関する県の基本的考え方及び施策

(1) 港湾整備事業及び港湾改良事業の目的

資源小国であり島国である我が国では、貿易が地域の経済、衣食住を支えており、特に海上輸送は重要な役割を果たしている。その中で、港湾はヒトやモノの交流を支える交通基盤として、また生活や産業活動を支える社会基盤として貢献してきている。

物流基盤としての整備

国民経済全体が対外依存率を高める中で、国際貿易の玄関口となる港湾はグローバル化に対応した国際水準にふさわしいものとなる必要がある。また、港湾物流の効率化により地域産業の競争力を確保し、地域活力を向上させる必要がある。このような目的で物流の基盤としての港湾施設の整備を進めている。

地域経済基盤としての整備

港湾は過去より、臨海部に立地するという特性を生かした生産活動の場を提供してきている。地域産業の効率化や競争力の向上、新たな産業の導入など、今後も海上輸送と連携した産業立地基盤の整備により地域経済を活性化する必要がある。このような目的で産業立地基盤としての臨海部用地造成等の整備を進めている。

生活基盤としての整備

近年の国民生活の向上に伴う余暇活動の多様化により、港湾はヨット、モーターボートなどの海洋性レジャーの場として、また海と身近に親しめる空間として利用されるようになってきている。こうしたニーズに応え、良好なウォーターフロント空間を創出していくため、小型船舶の収容施設や緑地等の整備を進めている。

防災拠点としての整備

阪神淡路大震災を機に海上輸送の重要性が高まっており、特に大規模地震発生後の被災者の救援や緊急物資輸送、復旧活動には海上輸送の活用が重要である。こうした緊急時における海上輸送拠点のネットワークを構築するために、港湾において耐震性を強化した岸壁の整備を進めている。また、海上輸送の安全性と確実性及び効率性を向上するため、防波堤等所要の水域施設の整備を進めており、併せて高潮及び津波等の被害から港を含めた地域防護を目指している。

(2) 事業の目的に対する現状の問題点及び解決のための方向性及び施策

物流基盤整備

近年、海上輸送に利用される船舶の大型化が進んできており、水深の浅い係留施設では対応しきれなくなっている。潮待ちによる入港など荷役効率に影響が出てきており、効率的な物流を阻害し、物流コスト高となって地域産業に影響を与えている。また、背後地が狭小であるため、効率的な荷役ができないことや、近隣住宅地との環境問題などが惹起している。

この問題点解決のために、県は、1) 船舶の大型化に対応した岸壁、泊地、防波堤等所要の港湾施設の整備促進、2) 荷役の効率化や環境改善を目指したふ頭用地の新設及び拡張整備促進、を行っている。

地域経済基盤整備

既設臨海工業地域は県の経済を支えている。特に地方部においては木材業などの地場産業の活動の場となっている場合が多いが、零細性など構造的な問題で経済活動は衰退してきている。

この問題点解決のために、県は、企業の集約移転による効率化や新たな産業立地による地域活性化を目指した臨海部用地造成を行っている。

生活基盤整備

海洋性レジャーの進展に伴い、ヨットやモーターボート等のプレジャーボートが増加してきており、収容施設の不足から放置艇となっている場合が多く、水域管理上の問題や景観などの環境問題が惹起してきている。また、港湾利用者に対して休憩や修景といった機能を提供するとともに、港湾活動による周辺地域に対する影響の緩衝といった機能を提供する緑地が不足しており、環境整備が必要となっている。

この問題点解決のために、県は、1) 放置艇を収容するための小型船舶係留施設の整備促進と、水域を適正に管理するための放置艇を規制する法的手段の整備、2) 良好な港湾環境を創出するための港湾緑地の整備促進、を行っている。

防災拠点整備

防災拠点の核施設としての耐震性を強化した岸壁は、現在、和歌山下津港に1バースあるのみで、緊急時における海上輸送ネットワークが形成されていないため、沿岸部において緊急物資輸送が可能な地域が限られている。また、津波、高潮等については地形により港湾の湾奥部では、波浪が高くなる場合があり、被災しやすい状況ともなっている。

この問題点解決のために、県は、1) 防災拠点ネットワークを形成するための耐震性強化岸壁の整備促進、2) 津波や高潮時の波高を低減するための防波堤の整備促進、

を行っている。

(3) 他自治体とは異なる特色ある方策

大阪湾や瀬戸内海地域へ出入りする船舶の通過する紀伊水道地域における港湾は、大阪湾の玄関口として、大阪湾等の内海における港湾の機能を分担できる位置にある。そこで、県港湾の物流機能を強化することにより、大阪湾における海上交通の負担を軽減するとともに、陸上交通網と連携して近畿圏の物流効率化を図り、併せて災害時には大阪湾内港湾と相互に代替機能を果たしリスク分散を図ることを目指した港湾計画とそれに沿った港湾整備を進めているところである。

4. 事業の概要

(1) 平成14年度の事業の概要

平成14年度の事業の概要は以下のとおりである。

一般会計

(単位：千円)

事業名	港名	予算額	執行額	繰越額	不用額	概要	
補助事業	港湾改良	和歌山下津港	300,000	232,000	68,000	-	岸壁(-7.5m)、道路
		湯浅広港	280,000	253,000	27,000	-	防波堤(津波)
		由良港	150,000	150,000	-	-	防波堤
		日高港	1,141,000	896,000	245,000	-	岸壁(-7.5m)、道路等
		文里港	130,000	130,000	-	-	岸壁(-5.5m)
		新宮港	940,000	663,000	277,000	-	岸壁(-11m、-7.5m)、防波堤等
		小計	2,941,000	2,324,000	617,000	-	
	既存施設有効活用促進	和歌山下津港	173,400	130,800	42,600	-	橋梁(改良)、防護柵改良、道路、橋梁、ボートパーク整備
		文里港	9,000	9,000	-	-	物揚場附属改良
		小計	182,400	139,800	42,600	-	
	港湾環境整備	和歌山下津港	93,000	93,000	-	-	緑地
		新宮港	167,100	136,700	30,400	-	緑地
小計		260,100	229,700	30,400	-		
中計		3,383,500	2,693,500	690,000	-		
単独事業	日高港港湾整備	日高港	229,000	210,846	-	18,154	埋立、取付護岸等
	文里港港湾整備	文里港	20,000	20,000	-	-	埋立、護岸等
	新宮港港湾整備	新宮港	90,000	90,000	-	-	埋立、護岸補強等
	加太港港湾整備	加太港	50,000	50,000	-	-	防波堤、導流堤、離岸堤
	県単港湾改良	和歌山下津港	12,500	12,500	-	-	海浜フェンス、護岸補強
		加太港	10,000	10,000	-	-	ふ頭舗装、船揚場等
		湯浅広港	3,000	3,000	-	-	道路舗装
		由良港	9,500	9,500	-	-	突堤、ふ頭舗装等
		文里港	11,000	11,000	-	-	道路、ふ頭舗装、護岸
		日置港	2,000	2,000	-	-	物揚場舗装
		古座港	1,000	1,000	-	-	物揚場附属
		浦神港	1,000	1,000	-	-	護岸
		宇久井港	2,000	2,000	-	-	物揚場上部
		新宮港	3,000	3,000	-	-	附属
		小計	55,000	55,000	-	-	
	港湾浚渫	和歌山下津港	18,000	18,000	-	-	航路・泊地浚渫
		湯浅広港	7,000	7,000	-	-	泊地浚渫
		日高港	4,000	4,000	-	-	泊地浚渫
		文里港	3,000	3,000	-	-	泊地浚渫
		日置港	3,000	3,000	-	-	航路浚渫
		古座港	7,000	7,000	-	-	航路浚渫
		浦神港	3,000	3,000	-	-	泊地浚渫
		新宮港	6,000	6,000	-	-	航路・泊地浚渫
		小計	51,000	51,000	-	-	
中計			495,000	476,846	-	18,154	
合計		3,878,500	3,170,346	690,000	18,154		

特別会計

(単位：千円)

事業名	港名	予算額	執行額	繰越額	不用額	概要
単独港湾整備	和歌山下津港	257,000	257,000	-	-	埋立、ふ頭舗装、上屋

(注) 事業の区分(直轄事業、補助事業、単独事業)

港湾整備事業の事業主体は原則として港湾管理者の県であるが、一定の重要施設については、国が事業主体となることが認められている(港湾法第12条3号及び第52条)。この国が直接行う事業が直轄事業である。なお、直轄事業については、県及び市町村が負担金として一部の事業費を支払っている。

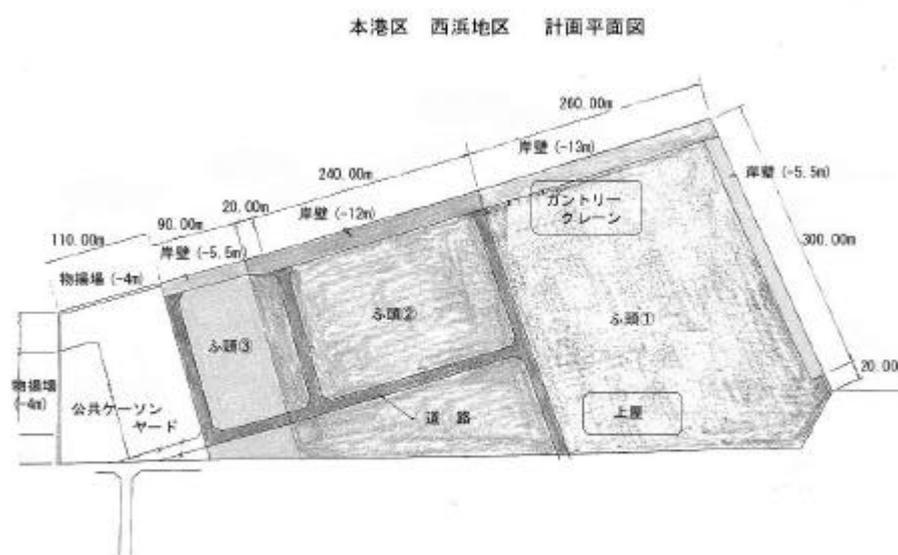
また、県が自ら行う事業のうち、補助事業とは、国から補助金を受けて行う事業であるのに対し、単独事業とは、国の補助金を受けずに実施する事業を指す。単独事業は、一般に、国の施策に影響されにくいと、地域住民ニーズに適応した事業や、先駆的な事業を行うことができるという利点がある。

(2) 主な事業の概要

和歌山下津港 西浜地区整備事業

和歌山下津港、和歌山県紀北地域、大阪府泉南地域の物流拠点として、コンテナ等の貨物量の増加や、船舶の大型化に対応した水深 13mの多目的国際ターミナルの形成を目指して整備を進め、平成 13 年 5 月に、40,000 トン級の大型コンテナ船が接岸可能な岸壁や、荷役効率の高い大型クレーンを備えた国際コンテナターミナルがオープンした。

平成 14 年度は主として 8 号上屋及びふ頭用地の舗装に係る事業を実施しており、同年度末での進捗率は約 98.6%である。



1) 計画概要及び予算

< 計画概要 >

施設名	規模	財源
岸壁 (- 13m)	260m	直轄
耐震岸壁 (- 12m)	240m	直轄
岸壁 (- 5.5m)	300m	補助
岸壁 (- 5.5m)	90m	補助
泊地 (- 13m)	1,962.4m ³	直轄
泊地 (- 12m)	284.4m ³	直轄
航路 (- 13m)	780.0m ³	直轄

< 予算 >

事業		平成 14 年度 当初予算 (最終予算)	平成 15 年度 当初予算
財 源	全体事業費		
直 轄	約 170 億円	-	-
補 助	約 16 億円	-	-
機能債	約 30 億円	3.1 億円 (2.3 億円)	0.16 億円
合 計	約 216 億円	3.1 億円 (2.3 億円)	0.16 億円

和歌山下津港 臨港道路紀の川右岸線

市内中心部への交通の分散を図り、渋滞緩和に寄与するなど物流の円滑化を目指すため、臨港道路紀の川右岸線を北港区及び本港区への公共ふ頭用アクセス幹線道路として整備する事業である。



1) 経緯及び進捗状況

現在、紀の川河口大橋から国道 26 号までの間について事業中であり、地元に対し計画説明会を開催し、一部の測量調査を除き、道路及び橋梁等の詳細設計を完了し、順次用地買収を進めている。

事業開始年度は平成 11 年度で、平成 20 年頃の完成を目指しており、平成 14 年度末の用地買収の進捗率は 74.8% である。

2) 計画概要及び予算

< 計画概要 >

施設名	規模	財源
道路	延長 = 1,200m 幅員 = 11.0m	補助

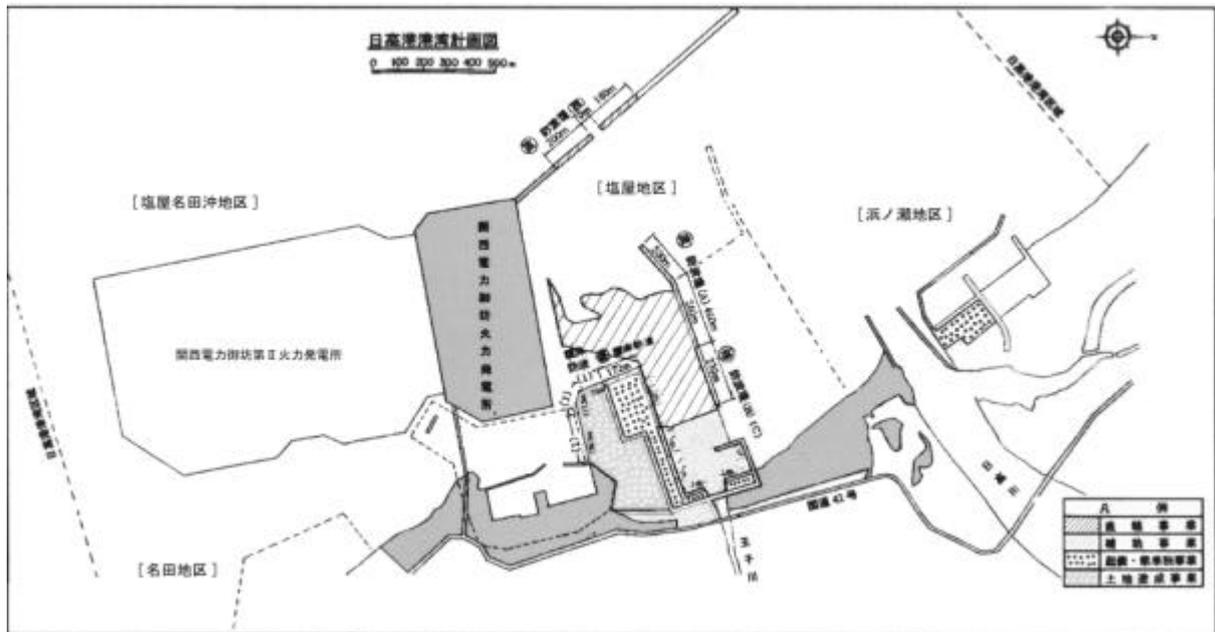
< 予算 >

事業		平成 14 年度 当初予算 (最終予算)	平成 15 年度 当初予算
財源	全体事業費		
補助	約 50 億円	0.5 億円 (2.2 億円)	3.8 億円

日高港港湾整備事業

紀中地域の核として、産業の振興を図り、生活基盤を支え、陸上高速交通網と連携した物流の効率化に対応可能な外内貿ふ頭を整備中である。具体的には、地域産業の発展のために、大型船舶に対応できる外貿ふ頭を整備し物流の効率化を目指している。また、県の企業局主体で工業用地の造成及び整備もあわせて行っている。

また、大規模震災時に対応できる耐震強化岸壁の整備や、漁業振興を目的とした小型船たまりの整備を進めている。



1) 経緯及び進捗状況

平成 9 年 8 月に関係漁業協同組合と契約、平成 10 年 2 月に公有水面埋立免許を取得、平成 10 年 5 月に国県合同で起工式を行った。

平成 14 年度は岸壁及び護岸等の外郭施設を概成させるとともに、国道 42 号との交差点部の改良等を行った。

平成 14 年度末の進捗率は約 71%であり、平成 15 年度での暫定供用（岸壁（- 10 m））を目指し工事中である。

2) 計画概要及び予算

< 計画概要 >

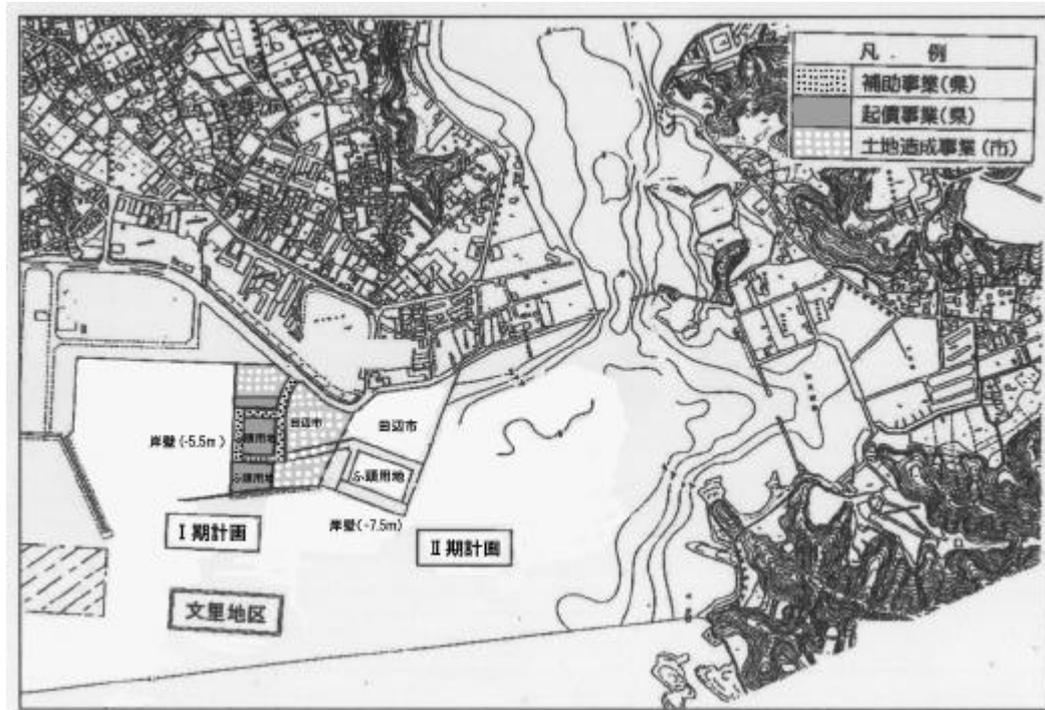
施設名	規模	財源
防波堤	450m (内開口部 70m)	直轄
岸壁 (- 12m)	240m	直轄
耐震岸壁 (- 7.5m)	130m	補助
岸壁 (- 5.5m)	100m	補助
土地造成	19.1ha (うち埋立 19.1ha)	
(ふ頭用地)	6.8ha	県(単独)
(工業用地)	10.1ha	県企業局
(緑地)	1.3ha	補助
(道路)	0.9ha	補助

< 予算 >

事業		平成 14 年度 当初予算 (最終予算)	平成 15 年度 当初予算
財源	全体事業費		
直轄	約 240 億円	32.6 億円 (33.0 億円)	37.0 億円
補助	約 64 億円	11.8 億円 (11.4 億円)	12.1 億円
機能債	約 8 億円	0.5 億円 (0.5 億円)	0.8 億円
臨海債(県企業局)	約 48 億円	8.0 億円 (5.6 億円)	15.1 億円
単独	約 10 億円	1.8 億円 (1.8 億円)	1.0 億円
合計	約 370 億円	54.7 億円 (52.3 億円)	66.0 億円

文里港港湾整備事業

県下第二の都市である田辺市と背後圏を支える地域振興の拠点港湾として、非効率な荷役形態（狭い荷さばき地、喫水調整による入港）の解消や背後大規模道路整備による建設残土の受入を図ると共に、大規模震災時にも対応できる耐震強化岸壁の重点整備を図る事業である。



1) 経緯及び進捗状況

文里港の整備は、平成元年に行った「文里港マリンタウンプロジェクト調査」に基づく沖合人工島方式による港湾施設の整備や工業用地の造成等について、平成 8 年 9 月に田辺市長から事業採算性、周辺環境、経済情勢の変化による見直し要請があり、検討の結果、第 1 期計画として大規模震災時にも対応できる水深 - 5.5m の耐震強化岸壁（県）と保管施設用地（田辺市）を県市共同で整備することとした。

平成 10 年度に事業（調査）着手し、平成 12 年 1 月に埋立免許を取得、平成 13 年 3 月に工事着手した。

平成 14 年度でほぼ岸壁及び護岸等の外郭施設の締め切りを行い、平成 14 年度末の進捗率は約 55% である。

なお、第 2 期計画については、着工未定である。

2) 計画概要及び予算

< 計画概要 >

施設名	規模	財源
耐震岸壁 (-5.5m)	100m	補助
ふ頭用地 (県)	1.5ha	県 (単独)
保管施設用地 (田辺市)	2.2ha	田辺市

< 予算 >

事業		平成 14 年度 当初予算 (最終予算)	平成 15 年度 当初予算
財 源	全体事業費		
補 助	約 13 億円	1.9 億円 (1.3 億円)	0.4 億円
単 独	約 3 億円	0.2 億円 (0.2 億円)	0.2 億円
田辺市	約 9 億円	1.2 億円 (0.9 億円)	0.8 億円
合 計	約 25 億円	3.3 億円 (2.4 億円)	1.4 億円

新宮港港湾整備事業（第2期計画）

紀伊半島南部に立地する唯一の外貿港湾であり、紀伊半島南部の産業、経済及び生活を支える地域開発の拠点及び防災拠点港湾として重点整備中である。外航船舶の大型化に対応した大水深岸壁や大規模震災時に対応できる耐震強化岸壁の整備（拠点港）、災害時の緊急避難場所、物資集積箇所となる防災拠点緑地の整備、紀南（熊野）地域の物流拠点、地域振興拠点の整備を目指している。

平成17年度の暫定供用に向けて早期静穏度確保のために、防波堤建設の事業促進を図っている。

なお、新宮市土地開発公社で工業用地の造成及び整備もあわせて行っている。



1) 経緯及び進捗状況

平成8年12月に公有水面埋立免許を出願し、平成9年5月に自然公園法に基づき環境庁（現、環境省）に認可申請し、平成10年11月に県市合同で起工式を行った。

平成13年度には護岸等の外郭施設が既成し、平成17年度の暫定供用に向け、整備を進めている。また、平成14年度からは防波堤の整備を重点的に行っている。平成14年度末の進捗率は約37%である。

なお、平成12年5月、特定地域振興重要港湾（地域振興に重要な役割を果たす港）として選定された。

2) 計画概要及び予算

< 計画概要 >

事業名及び施設名	規模	財源
港湾改修		
防波堤	300m	補助
防波堤	150m	補助
岸壁 (- 11m)	220m	補助
耐震岸壁 (- 7.5m)	130m	補助
岸壁 (- 7.5m)	130m	補助
親水緑地 (護岸)	500m	補助
土地造成	34.6ha (うち埋立 30.3ha)	
(ふ頭用地)	5.1ha	県 (単独)
(親水緑地)	3.5ha	新宮市土地開発公社
(工業用地他)	20.7ha	新宮市土地開発公社
(緑地等)	5.3ha	補助

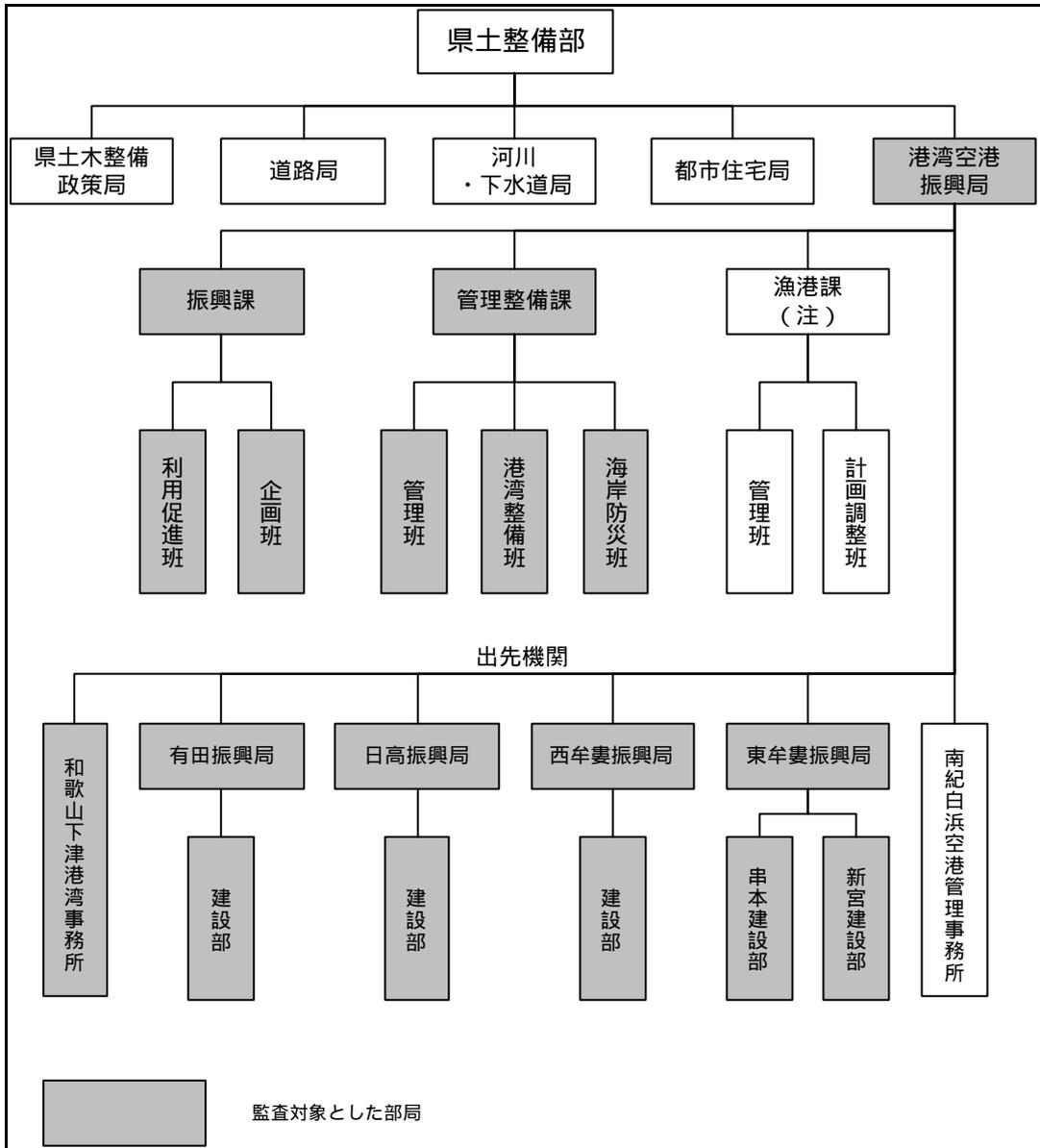
< 予算 >

事業		平成 14 年度 当初予算 (最終予算)	平成 15 年度 当初予算
財源	全体事業費		
補助	約 193 億円	7.6 億円 (11.0 億円)	6.6 億円
機能債事業	約 5 億円	0.8 億円 (0.8 億円)	0.9 億円
単独	約 1 億円	0.1 億円 (0.1 億円)	0.16 億円
新宮市土地開発公社	約 60 億円	16.2 億円 (16.2 億円)	21.2 億円
合計	約 259 億円	24.7 億円 (28.1 億円)	28.86 億円

5. 組織

(1) 組織図

(平成 15 年 4 月 1 日現在)



(注)平成 15 年度機構改革において、責任の明確化、事務処理の迅速化を図るとともに、類似の行政部門を統合して効率的な組織体制を整備し、それに伴い「漁港課」は、平成 15 年 4 月 1 日より「農林水産部 漁港課」から「国土整備部 港湾空港振興局 漁港課」となった。

(2) 人員

港湾事業に関わる職員の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	常勤	非常勤								
港湾課	36	4	36	4	35	3	-	-	-	-
振興課	-	-	-	-	-	-	13	2	12	2
管理整備課	-	-	-	-	-	-	16	1	15	1
和歌山下津港湾事務所	23	3	23	3	24	3	22	3	23	3
有田振興局建設部	23	4	25	4	25	4	24	4	26	4
日高振興局建設部	39	4	46	4	24	4	28	3	29	4
西牟婁振興局建設部	43	4	32	4	32	4	32	4	18	4
東牟婁振興局串本建設部	26	3	26	3	26	3	27	3	29	3
東牟婁振興局新宮建設部	34	4	25	4	25	4	24	4	24	4
合計	224	26	213	26	191	25	186	24	176	25

(注) 港湾関係として、本課及び各出先機関とも港湾以外の業務も担当しているが、下記を前提に職員数としている。

港湾課(～平成12年度)、振興課及び管理整備課(平成13～14年度): 全職員(港湾空港振興局局長は除く)。

和歌山下津港湾事務所: 全職員

各振興局建設部: 総務課(建築担当者は除く)、管理課、治水課の全職員

6. 収支の状況

(1) 一般会計と特別会計

港湾事業は一般会計と特別会計に分けて行われている。

県営港湾施設管理特別会計の内容は以下のとおりである。

<p>目的</p> <p>県営港湾施設(和歌山下津港)の整備及び運用について、その経理の適正化を図る。</p> <p>歳入及び歳出</p> <p>港湾施設の使用料、他会計からの繰入金、前年度からの繰越金及びその他の諸収入をもって歳入とし、港湾施設の整備及び運用管理に要する費用その他の諸支出をもって歳出とする(「和歌山県特別会計条例」)。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設管理事業 ・ 港湾整備事業 ・ 和歌山北港魚釣り公園管理及び運営事業 ・ 和歌山マリーナシティ管理事業
--

もともと港湾整備事業債で整備したものについて、県債償還に使用料を充てるため、特別会計としたものである(「地方財政法第6条、同施行令第12条第7項」)。県において、同事業債で整備したもので使用料を徴収しているのは、和歌山下津港のみであるため、同港における港湾整備事業債による整備事業を含め、管理運営費を特別会計として

いる。

なお、日高港、新宮港については、同事業債で整備したところは未供用のため、特別会計としていない。

(2) 最近5年間の収支の推移(一般会計及び特別会計)

一般会計

1) 歳入

港湾事業及び海岸事業に関する歳入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
土木使用料	54,829	43,014	43,684	59,972	69,417
雑入	492,046	1,435,171	1,662	1,557	1,365
土木債(注)	40,000	104,000	100,000	140,000	119,000
合計	586,875	1,582,185	145,346	201,529	189,782

(注)「土木債」には、一般会計にて処理される県債発行額のうち、港湾整備事業債に係る金額を集計している。

「土木使用料」は、主に、和歌山下津港以外に係る港湾占用料と(「第3章 監査の結果及び意見 1.財務事務の状況(1)歳入」参照)海浜公園(片男波ビーチ、浜の宮ビーチ)に係る駐車場等の施設利用料である。平成13年度に片男波ビーチの駐車場がオープンし、ビーチ使用料は前年の24,207千円から38,993千円へ14,786千円(61.1%)増加している。また、「雑入」として、平成10年度に、和歌山下津港和歌山本港区及び日高港の国の直轄事業に係る市町村負担金収入が、平成11年度に日高港の火力発電所建設に係る埋立免許料が、それぞれ485,395千円、1,418,461千円発生している。

2) 歳出

港湾事業及び海岸事業に関する歳出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
土木費					
港湾費					
港湾管理費	624,755	600,047	552,386	521,912	495,833
人件費(注1)	301,262	305,362	305,203	276,148	288,287
委託料	225,858	178,091	162,201	156,123	121,137
工事請負費	81,612	102,587	67,218	57,169	56,522
公有財産購入費	-	-	-	-	-
負担金、補助及び交付金	1,787	1,878	1,563	12,974	1,163
補償、補填及び賠償金	-	2,534	898	-	3,523
その他	14,236	9,595	15,303	19,497	25,200
港湾建設費	9,674,367	10,685,037	9,268,579	9,023,377	7,373,080
人件費(注1)	194,038	197,251	226,337	211,088	161,668
委託料	196,265	626,000	556,577	161,789	268,360
工事請負費	7,754,121	7,659,200	7,088,458	6,274,103	4,572,191
公有財産購入費	-	-	78,994	48,246	485,775
負担金、補助及び交付金	1,407,842	2,091,357	1,209,913	2,063,480	1,319,438
補償、補填及び賠償金	7,772	27,415	20,581	187,968	512,934
その他	114,328	83,815	87,719	76,703	52,714
港湾管理費及び港湾建設費小計	10,299,121	11,285,085	9,820,966	9,545,289	7,868,913
償還金、利子及び割引料(注2)	161,300	172,600	181,937	200,390	205,224
合計	10,460,421	11,457,685	10,002,903	9,745,679	8,074,137

(注1) 人件費とは、報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金の合計である。

(注2) 「償還金、利子及び割引料」には、一般会計にて処理される県債償還額のうち、港湾整備事業債に係る金額を集計している。

一般会計における港湾関係の歳出は、「工事請負費」と、主に国の直轄事業に係る県の負担額である「負担金、補助及び交付金」が大半を占める。「工事請負費」は、和歌山下津港和歌山本港区西浜地区の埋立事業に係る支出が平成 10～12 年度にかけて多く、以後減少傾向にある。

「負担金、補助及び交付金」は、平成 11 年度、平成 13 年度において、和歌山下津港和歌山本港区及び日高港の国の直轄事業に係る負担金が多くあったために増加している。

特別会計

(単位：千円)

区分	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
歳入	1,769,616	1,224,872	1,795,726	1,368,923	1,044,063
使用料及び手数料	530,667	623,905	647,721	635,431	609,329
財産収入	4,986	3,527	3,025	1,379	869
繰入金	118,700	-	-	5,400	251,497
諸収入	36,375	35,208	17,665	38,448	6,421
県債	832,000	341,000	1,000,000	599,000	174,000
繰越金	246,889	221,232	127,315	89,265	1,948
歳出	1,548,384	1,097,557	1,706,461	1,366,975	1,038,637
港湾施設管理費	1,548,384	1,097,557	1,706,461	1,366,975	1,038,637
人件費	113,970	111,533	109,303	114,115	110,521
委託料	134,311	183,387	170,056	190,036	188,111
工事請負費	935,306	407,232	951,813	608,199	270,558
公有財産購入費	-	-	21,000	-	-
負担金、補助 及び交付金	11,606	10,958	33,463	9,800	10,408
補償、補填及び賠償金	1,475	-	-	-	-
償還金、利子 及び割引料	251,050	290,537	325,197	358,287	389,049
積立金	60,173	56,237	55,736	40,090	28,580
その他	40,493	37,674	39,893	46,449	41,411
収支差額	221,232	127,315	89,265	1,948	5,426

特別会計における歳入及び歳出は、港湾施設利用者から徴収する使用料及び県債発行額と、工事請負費及び県債償還金額が大半を占める。過去 5 年間で見ると、和歌山本港区西浜地区の埋立事業を行っていた平成 12 年度をピークに、歳入及び歳出は減少傾向にある。

歳出科目のうち、平成 12 年度の「負担金、補助及び交付金」の増加は、和歌山本港区西浜地区の岸壁給水設備設置による水道加入金（17,346 千円）が発生したためである。また、平成 12 年度の「公有財産購入費」は、和歌山本港区西浜地区のガントリークレーン取得に係る支出（注）である。

（注）稼動するまでに要する諸費用を加えた実質取得価額は、626,120 千円である。

歳入科目のうち、「使用料及び手数料」が平成 11 年度以降増加しているのは、同年オープンした和歌山北港魚釣り公園の料金収入（平成 11 年度 74,313 千円）が発生したためである。それと同時に、管理委託先への委託料支払が発生したため、歳出の「委託料」も増加している。

7. 港湾整備事業債の状況

平成 14 年度における港湾整備事業債の増減は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当初借入額	前期末残高	当期借入額	当期償還額		当期末残高
				元金	利息	
特別会計						
和歌山下津港	7,152	6,014	174	219	170	5,969
小計	7,152	6,014	174	219	170	5,969
一般会計						
マリーナシティ	2,510	1,972	-	117	80	1,854
日高港	420	381	39	-	7	420
新宮港	140	60	80	-	1	140
小計	3,070	2,413	119	117	88	2,414
合計	10,222	8,427	293	336	258	8,384

また、今後の港湾整備事業債の償還予定（元本及び利息）及び新規借入予定額は以下のとおりである。

< 元本 >

(単位：百万円)

	平成 14 年度末残高	平成 15 年度償還額	平成 16 年度償還額	平成 17 年度償還額	平成 18 年度償還額	平成 19 年度償還額	平成 19 年度末残高
特別会計							
和歌山下津港	5,969	286	295	323	387	424	4,255
小計	5,969	286	295	323	387	424	4,255
一般会計							
マリーナシティ	1,854	144	154	161	168	175	1,052
日高港	420	6	6	12	19	24	354
新宮港	140	-	-	-	-	4	136
小計	2,414	150	160	173	187	203	1,542
合計	8,384	436	455	496	573	627	5,797

< 利息 >

(単位：百万円)

	平成 15 年度 利子支払額	平成 16 年度 利子支払額	平成 17 年度 利子支払額	平成 18 年度 利子支払額	平成 19 年度 利子支払額	平成 20 年度 以降利子支 払額
特別会計						
和歌山下津港	163	151	139	127	114	519
小計	163	151	139	127	114	519
一般会計						
マリーナシティ	74	67	60	53	45	491
日高港	7	7	7	7	6	124
新宮港	2	1	2	2	2	12
小計	83	76	69	61	53	627
合計	246	227	208	188	167	1,146

<平成 15 年度以降の新規借入予定額 >

(単位：百万円)

	平成 15 年度 新規借入額	平成 16 年度 新規借入額	平成 17 年度 新規借入額	平成 18 年度 新規借入額	平成 19 年度 新規借入額	合計
特別会計						
和歌山下津港	70	35	35	-	-	140
小計	70	35	35	-	-	140
一般会計						
マリーナシティ	-	-	-	-	-	-
日高港	82	100	52	50	35	319
新宮港	89	40	60	60	61	310
小計	171	140	112	110	96	629
合計	241	175	147	110	96	769

(注 1) 新規借入額の利率は全て 2% であり、据置年数 3 年の場合は償還年数 18 年、据置年数 5 年の場合は償還年数 20 年である。

(注 2) 上記新規借入額及びこれに係る利息は前記の償還予定(元本及び利息)には含まれていない。

8. 基金の状況

(1) 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金

目的

和歌山下津港における上屋、宇久井港における荷役機械の更新及び補修のため、同基金を設置している。

根拠条例

和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 39 年 10 月 10 日、条例第 59 号)

積立額

「定額法により当該財産の耐用年数に応じて計算した額以内の額で予算の定める額」(同条例第 2 条)

取崩

「老朽等により施設の更新が必要となったとき、その他知事が財政上必要があると認めるとき」(同条例第 6 条)

最近 5 年間の推移

(単位：千円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
年度当初額	129,200	38,897	66,764	94,691	117,133
積立額					
利息	687	156	217	132	99
予算積立	27,711	27,711	27,711	27,711	27,711
計	28,397	27,867	27,927	27,843	27,810
取崩額					
上屋建設	98,700 (7号上屋建設)	-	-	5,400 (8号上屋建設)	83,000 (8号上屋建設)
上屋補修	20,000 (2号上屋補修)	-	-	-	-
計	118,700	-	-	5,400	83,000
年度末残高	38,897	66,764	94,691	117,133	61,943

(2) 和歌山下津港環境整備等基金

目的

和歌山下津港にかかる入港料を和歌山下津港の環境整備等の費用に充てるため、同基金を設置している。

根拠条例

和歌山下津港環境整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例

(昭和 53 年 3 月 29 日、条例第 11 号)

積立額

「予算で定める額」(同条例第 2 条)

取崩

「和歌山下津港の環境整備等の要する経費の財源に充てるとき」(同条例第 4 条)

最近 5 年間の推移

(単位：千円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
年度当初額	805,916	837,692	866,062	893,871	906,118
積立額					
利息	4,299	3,370	2,809	1,247	769
予算積立(注 1)	27,477	25,000	25,000	11,000	-
計	31,776	28,370	27,809	12,247	769
取崩額(注 2)	-	-	-	-	168,497 (管理運営費)
年度末残高	837,692	866,062	893,871	906,118	738,391

(注 1) 平成 14 年度は港湾特別会計の収支悪化のため積立は行われなかった。

(注 2) 基金の取崩を行ったのは、平成 14 年度が初めてである。

第3章 監査の結果と意見

1. 財務事務の状況

(1) 歳入

主な歳入項目である「使用料」の最近3年間の推移は次のとおりである。

< 一般会計 > (単位：千円)

区分		平成12年度	平成13年度	平成14年度
土木使用料				
	土地水面	8,716	13,976	17,665
	港湾	34,967	45,996	51,753
	岸壁、物揚場	10,569	6,821	12,118
	港湾施設用地	191	182	186
	その他使用料	24,207	38,993	39,449
一般会計合計		43,684	59,972	69,417

< 特別会計 > (単位：千円)

区分		平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料及び手数料				
港湾施設使用料				
	管理	494,281	463,937	435,993
	入港料	53,326	41,537	42,383
	岸壁、棧橋物揚場使用料	47,152	37,468	51,702
	野積場使用料	153,044	154,492	116,329
	荷さばき地使用料	16,090	11,286	16,295
	上屋使用料	72,639	72,522	70,353
	港湾施設用地使用料	121,898	114,266	106,989
	荷役機械使用料	4,917	8,578	9,930
	その他使用料	25,215	23,789	22,011
	マリーナシティ	78,684	88,848	95,205
	魚釣り公園	74,755	82,646	78,131
特別会計合計		647,721	635,431	609,329

(注) 特別会計の「岸壁、棧橋物揚場使用料」、「野積場使用料」及び「荷さばき地使用料」には、別の歳入科目で区分経理されている和歌浦・海南港区及び下津港区の使用料も含まれているため、決算書の数値とは一致しない。

主な科目の内容は、次のとおりである。

名称	内容	料金根拠条例	歳入科目	
入港料	港湾区域に入港してきた船舶から徴収する使用料	和歌山下津港入港料条例	特別会計	入港料
港湾施設使用料	港湾施設（ ）を利用した者から徴収する使用料 ・係留施設：岸壁棧橋物揚場、小型船舶係留施設 ・保管施設：野積場 ・荷さばき施設：上屋、荷さばき地、荷役機械、付属設備等 港湾施設用地 ・港湾環境整備施設：運動広場等 ・その他	和歌山県港湾施設管理条例	一般会計	土木使用料（港湾）
			特別会計	岸壁棧橋物揚場使用料 野積場使用料 荷さばき地使用料 上屋使用料 荷役機械使用料 港湾施設用地使用料等
港湾占用料	港湾区域において土地や水面を占有する際に徴収する使用料	和歌山県港湾占用料等徴収条例	一般会計	土木使用料（土地水面）

（注1）料金体系は、添付資料「料金表」参照。

（注2）マリナーシティ及び魚釣り公園に係る使用料の内容については、「マリナー使用料、魚釣り公園使用料」の項参照。

（注3）一般会計の「その他使用料」は、片男波ビーチ、浜の宮ビーチに係る駐車場等の施設利用料である。

港湾施設の使用等を行う場合には、県知事の許可が必要である。また和歌山下津港への入港には届出が必要である。希望者は予め「入港通知書」または「使用許可申請書」（以下、「申請書」という。）を提出する。料金は、条例により定められており、提出された申請書に基づき使用時間を集計し、船舶代理店や荷役業者等に対し請求される。使用料は原則として事前に県へ納付する必要がある。

また、以下の港湾施設については、使用料に係る許認可事務等を各市町へ委任している。

港湾名	所管	港湾施設	事務委任先
和歌山下津港	和歌山下津港湾事務所	海南市公共岸壁 海南市荷さばき地 海南市野積場	海南市
		下津町物揚場 下津町棧橋	下津町

主な使用料の内容、推移及び監査の結果は次のとおりである。

入港料

1) 内容

港湾法第 44 条の 2 の規定に基づき、港湾区域に入港してきた一定規模（総トン数 700 トン）以上の船舶から徴収する料金である。現在、和歌山県港湾区域において入港料を徴収しているのは和歌山下津港のみである。料金は入港 1 回総トン数 1 トンあたりの単価で計算される。

2) 推移

入港料の最近 3 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

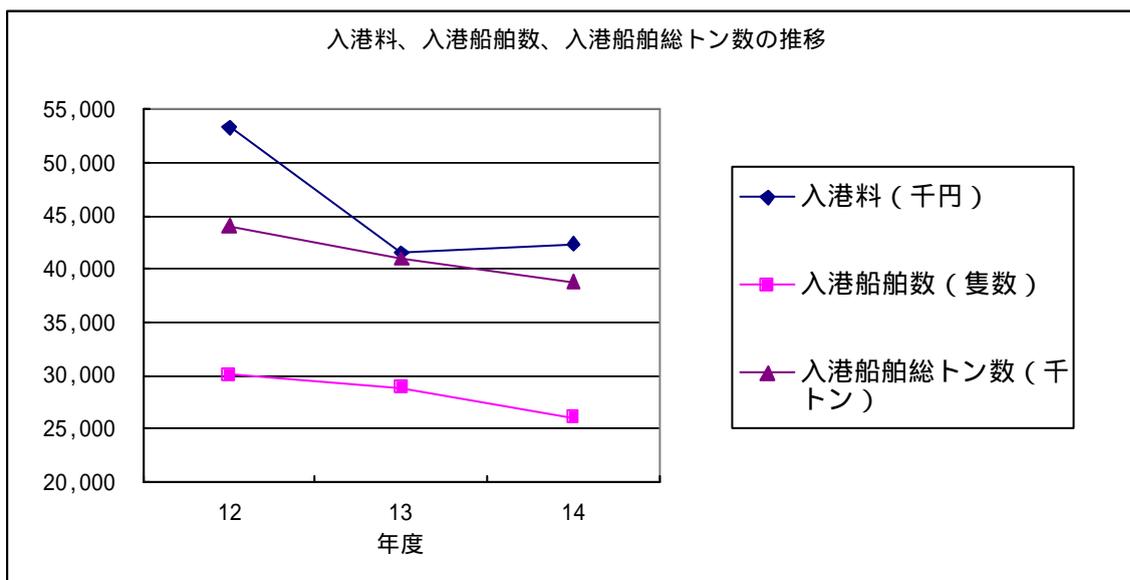
場所	会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
和歌山下津港湾事務所	一般会計	-	-	-
	特別会計	53,326	41,537	42,383
	和歌山下津港湾事務所計	53,326	41,537	42,383
趨勢比率		100.0	77.9	79.5

(注) 趨勢比率とは、平成 12 年度を基準 (100%) とした、各年度の比率である (以下同じ。)

< 入港船舶数及び入港船舶総トン数の推移 >

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
入港船舶数 (隻数)	30,046	28,829	26,066
趨勢比率	100.0	95.9	86.8
入港船舶総トン数 (千トン)	44,036	40,992	38,842
趨勢比率	100.0	93.1	88.2

(注) 入港船舶数、入港船舶総トン数は、県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成資料による。



入港船舶数と共に、入港料は減少傾向にある。平成 12 年度から平成 13 年度にかけての下落（ 11,789 千円 22.1% ）が入港船舶数及び入港船舶総トン数の下落幅（ 4.1%、 6.9% ）に比べ著しいのは、大型船舶の入港が、大幅に下落したためである。3 万トン以上の大型船舶は民間会社の専用岸壁への寄港船が主であり、住友金属工業(株)の和歌山工場から鹿島工場への製造集中等による寄港船の減少が入港料の減少に影響を与えている。平成 14 年度は、防波堤工事にかかる作業船の出入り増加により、前年度に比べほぼ横ばいの結果となったものの、次表のように、大型船舶入港数の落ち込み傾向は留まっていない。

< 3 万トン以上の大型船の入港船舶数及び入港船舶総トン数の推移 >

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
入港船舶数（隻数）	160	142	132
趨勢比率	100.0	88.8	82.5
入港船舶総トン数（千トン）	17,590	14,799	12,701
趨勢比率	100.0	84.1	72.2

（注）県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成資料による。

3) 監査の結果

平成 15 年 3 月の入港料について、和歌山下津港湾事務所にて任意に抽出した収入調定票に基づき、入港通知書との突合、条例による料金の計算チェック等を行った結果、適正に処理されていた。

岸壁、棧橋物揚場使用料

1) 内容

係留施設である岸壁、棧橋、物揚場の利用料である。料金は総トン数1トンあたりの単価で使用時間毎に計算され、使用岸壁の規模や外航及び内航の別等で異なる。

2) 推移

岸壁、棧橋物揚場使用料の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	47,152	37,468	51,702
和歌山下津港湾事務所計		47,152	37,468	51,702
東牟婁振興局新宮建設部				
	一般会計	10,569	6,821	12,118
	特別会計	-	-	-
東牟婁振興局新宮建設部計		10,569	6,821	12,118
岸壁、棧橋物揚場使用料合計				
	一般会計	10,569	6,821	12,118
	特別会計	47,152	37,468	51,702
合計		57,721	44,288	63,820
趨勢比率		100.0	76.7	110.6

和歌山下津港湾事務所では、平成13年度において、原木の輸入取扱高が大幅に減少し、収入は47,152千円から37,468千円へ9,684千円(20.5%)一時的に下落したものの、平成14年度には、防波堤工事に伴う作業船の出入り増加により回復している。

東牟婁振興局新宮建設部では、新宮港が関税法上の開港であり、中部方面への外国船舶が通関手続のため不定期に寄港するので、年によって収入の変動が大きい。また、平成14年度は、平成13年9月に一時運休された東京、宮崎間の定期運航フェリーが翌年2月に再開されると同時に、それまでのフェリー会社専用岸壁が公共岸壁となったため、増加している。

3) 監査の結果

平成15年3月の使用料について、和歌山下津港湾事務所及び東牟婁振興局新宮建設部にて任意に抽出した収入調定票に基づき、申請書との突合、条例による料金の計算チェック、事務委任先からの使用状況報告書との突合等を行った結果、適正に処理されていた。

野積場使用料

1) 内容

保管施設である野積場の使用料である。料金は面積あたりの単価で計算され、地域によって異なる。

2) 推移

野積場使用料の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	153,044	154,492	116,329
和歌山下津港湾事務所合計		153,044	154,492	116,329
	趨勢比率	100.0	100.9	76.0

現在、使用料が発生しているのは、和歌山下津港湾事務所のみである。平成14年度の収入は、西浜地区の野積場につき関西国際空港第二期工事関係での使用が平成14年度途中で終了したため、平成13年度の154,492千円から116,329千円へ38,163千円(24.7%)大幅に減少している。

3) 監査の結果

平成15年3月の使用料について、和歌山下津港湾事務所にて任意に抽出した収入調定票に基づき、申請書との突合、条例による料金の計算チェック、事務委任先からの使用状況報告書との突合等を行った結果、適正に処理されていた。

荷さばき地使用料、上屋使用料、荷役機械使用料

1) 内容

荷さばき施設である上屋、荷さばき地、荷役機械（コンテナを船から陸揚げする機械「ガントリークレーン」等）の使用料である。料金は、上屋及び荷さばき地については面積あたりの単価で、荷役機械については時間あたりの単価で計算される。

2) 推移

各使用料の最近3年間の推移は次のとおりである。

< 荷さばき地使用料 > (単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	16,090	11,286	16,295
和歌山下津港湾事務所計		16,090	11,286	16,295
趨勢比率		100.0	70.1	101.3

(注) 上記の他、東牟婁振興局新宮建設部の一般会計「港湾施設用地使用料」には、宇久井港の荷さばき地使用料が含まれている。

< 上屋使用料 > (単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	72,639	72,522	70,353
和歌山下津港湾事務所計		72,639	72,522	70,353
趨勢比率		100.0	99.8	96.9

< 荷役機械使用料 > (単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	4,917	8,578	9,930
和歌山下津港湾事務所計		4,917	8,578	9,930
趨勢比率		100.0	174.5	202.0

荷さばき地使用料は、平成13年度において、岸壁、棧橋物揚場使用料と同様、原木の輸入取扱高減少に伴い、前年度の16,090千円から11,286千円へ4,804千円(29.9%)一時的に下落しているが、翌年度には回復している。

上屋使用料は安定しており、平成14年度に床工事を行い使用不可となった時期を除き、100%に近い稼働状況となっている。

< 上屋別使用料の推移 >

(単位：千円)

施設名	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
1号上屋	2,783	2,783	2,783
2号上屋	4,395	4,279	3,519
3号上屋	8,907	8,907	7,498
4号上屋	6,159	6,159	6,159
5号上屋	16,798	16,798	16,798
6号上屋	16,798	16,798	16,798
7号上屋	16,798	16,798	16,798
8号上屋	-	-	-
計	72,639	72,522	70,353

(注) 8号上屋は平成 15 年 4 月より供用開始されている。

荷役機械使用料は、平成 13 年度にガントリークレーンが供用開始されたことにより、前年度の 4,917 千円から 8,578 千円へ 3,661 千円 (74.5%) 増加している。ただし、それに伴い既存のジブクレーンの需要が激減し、平成 14 年度は全く稼動していない。

< 荷役機械別使用料の推移 >

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
ジブクレーン	4,917	837	-
ガントリークレーン	-	7,741	9,930
計	4,917	8,578	9,930

3) 監査の結果

平成 15 年 3 月の使用料について、和歌山下津港湾事務所、東牟婁振興局新宮建設部にて任意に抽出した収入調定票に基づき、申請書との突合、条例による料金の計算チェック、事務委任先からの使用状況報告書との突合等を行った結果、適正に処理されていた。

4) 意見

a) 未稼動荷役機械

ジブクレーンは、利用度が著しく低く、平成 14 年度は全く使用されていない。今後の対応につき、売却も視野に含めて検討を行うべきである。

港湾占用料、港湾施設用地使用料

1) 内容

港湾占用料とは、港湾区域内または港湾隣接地域内において、水域または公共空地を占有する際の使用料であり、港湾施設用地使用料とは、県が管理する港湾施設内の敷地（港湾施設用地）の使用料である。料金は、面積あたりの単価で計算される。

2) 推移

各使用料の最近3年間の推移は次のとおりである。

< 港湾施設用地使用料 > (単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所				
	一般会計	-	-	-
	特別会計	121,898	114,266	106,989
	和歌山下津港湾事務所計	121,898	114,266	106,989
東牟婁振興局新宮建設部				
	一般会計	191	182	186
	特別会計	-	-	-
	東牟婁振興局新宮建設部計	191	182	186
港湾施設用地使用料合計				
	一般会計	191	182	186
	特別会計	121,898	114,266	106,989
	合計	122,089	114,448	107,174
	趨勢比率	100.0	93.7	87.8

(注) 東牟婁振興局新宮建設部の一般会計「港湾施設用地使用料」には、宇久井港の荷さばき地使用料が含まれている。

< 土地水面使用料 > (単位：千円)

場所	会計区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
日高振興局建設部				
	一般会計	6,115	11,339	15,291
	特別会計	-	-	-
	日高振興局建設部計	6,115	11,339	15,291
東牟婁振興局新宮建設部				
	一般会計	1,522	1,639	1,470
	特別会計	-	-	-
	東牟婁振興局新宮建設部計	1,522	1,639	1,470
その他				
	一般会計	1,080	998	904
	特別会計	-	-	-
	その他計	1,080	998	904
土地水面使用料合計				
	一般会計	8,716	13,976	17,665
	特別会計	-	-	-
	合計	8,716	13,976	17,665
	趨勢比率	100.0	160.3	202.7

港湾施設用地使用料は、主に保管ヤードや上屋、棧橋といった民間会社所有の固定

資産設置を伴う料金であるため、每期ほぼ一定額が計上されている。土地水面使用料は、由良港（日高振興局建設部）の水面占用料が大半を占めており、平成 13 年 9 月より関西電力(株)による継続占用が開始されたため、平成 13 年度から平成 14 年度にかけて段階的に増加している。

3) 監査の結果

平成 14 年度（継続使用の場合）及び平成 15 年 3 月（一時使用の場合）の土地水面使用料、港湾施設用地使用料について、和歌山下津港湾事務所、日高振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部にて任意に抽出した収入調定票に基づき、条例による料金の計算チェック、使用許可通知との突合等を行った結果、適正に処理されていた。

マリーナ使用料、魚釣り公園使用料

1) 内容

それぞれ、和歌山マリーナ（和歌浦・海南港区）の公共部分、和歌山北港魚釣り公園（以下、「魚釣り公園」という。）に係る使用料である。

マリーナ使用料は、船舶保管施設、駐車場等の有料施設利用料金である「マリーナ使用料」と、ヨットハーバー及び釣り堀の水面使用料である「水域占用料」からなる。

魚釣り公園使用料は、「魚釣り施設入園料」と「駐車場使用料」からなる。

使用料徴収事務は外部委託しており、納付書で徴収される使用料を除き、委託先より月次で収納手続が行われると共に、「歳入金徴収計算表」や各種資料が提出される。

2) 推移

各使用料の最近 3 年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
マリーナ使用料	78,684	88,848	95,205
趨勢比率	100.0	112.9	121.0
魚釣り公園使用料	74,755	82,646	78,131
趨勢比率	100.0	110.6	104.5

収入は、和歌山マリーナ、魚釣り公園共、利用者の推移に連動している。和歌山マリーナは微増傾向にあり、魚釣り公園はほぼ安定した収入を確保している。

<和歌山マリーナ、魚釣り公園の利用者数推移>

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
和歌山マリーナ			
来島者数(人)	2,404,000	2,709,000	2,830,000
趨勢比率	100.0	112.7	117.7
公共クルーザー保管数(隻)	59	68	69
趨勢比率	100.0	115.3	116.9
公共ディングー保管数(隻)	90	90	95
趨勢比率	100.0	100.0	105.6
魚釣り公園			
利用者数(人)	109,087	111,766	105,303
趨勢比率	100.0	102.5	96.5

(注) 委託先からの報告資料により作成。

3) 監査の結果

平成 15 年 3 月のマリーナ使用料、魚釣り公園使用料について、収入調定票と歳入金徴収計算表との突合等を行った結果、適正に処理されていた。

収入未済の状況

平成 15 年 3 月末現在の使用料に係る収入未済額は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管	内容	発生年度	収入未済額
和歌山下津 港湾事務所	野積場使用料	平成 6 年度	279
		平成 7 年度	1,716
		平成 11 年度	2,046
		平成 14 年度	2,387
	小型船舶係留施設使用料	平成 12 年度	111
		平成 13 年度	389
		平成 14 年度	262
	港湾施設用地使用料	平成 13 年度	0
	雑入	平成 14 年度	5,692
	計		

1) 監査の結果

上記の収入未済額につき、滞留理由、今後の回収予定をヒアリングした結果は以下のとおりである。

a) 回収不能債権に対する対応

以下の額は、野積場使用料を滞納し荷物を放置していたため民事裁判を提訴、全面勝訴し、強制執行を行った相手先への債権であり、回収可能性は非常に低い。

(単位：千円)

内容	発生年度	金額
野積場使用料(滞納金)	平成7年～14年	1,996
雑入(不法占用損害賠償金)	平成14年	4,592
雑入(強制撤去経費)	平成14年	1,100
合計		7,688

相手先の状況：平成7年度に銀行取引停止処分を受けた個人事業者で、本人の居所は把握しているものの、連絡がとれていない状況である。なお、平成10年度に担保物件の処分があったが県には配当はなかった。

債権管理事務の効率化の観点から、今後の回収が見込めない債権については、不納欠損処理する必要がある。

使用料単価の決定方法

平成15年度に完成し供用が開始される港湾施設のうち、築港ポートパーク、8号上屋(共に和歌山下津港)の使用料単価の積算方法につき、提示された基礎資料及びヒアリング等により検討した結果は以下のとおりである。

1) 意見

築港ポートパーク、8号上屋については、建設費負担額と維持修繕費及び管理運営費の発生見込み額を使用面積あるいは期間で割って、面積あたりあるいは時間あたり単価を計算している。

両者の積算方法の概略は一致しているものの、一部に差異がみられた。

両者の積算に不統一が見られる主原因は、料金単価計算手順と、その計算結果を踏まえた単価決定のプロセスが明確でないことにある。

単価設定に際しては、各施設の実態に則した料金単価見積ができるよう、維持管理費等の関連コストの範囲やその見積方法、計算式等の積算手順を確立すべきである。その際には、資金調達コスト(起債事業の場合)の反映や、使用面積に係る将来の需要予測等を考慮することが必要である。また、民間における近隣時価及び同港湾区域における同種施設の料金との比較や、単価決定に係る会議開催及び各種資料回付といった、単価決定手続の明確化も検討を要する。

(2) 歳出

人件費

1) 内容

主に県職員に対する給与等であり、下記推移表における金額は、歳入歳出決算説明書の節区分「報酬」、「給料」、「職員手当等」、「共済費」、「賃金」の合計額としている。なお、本庁以外で支出している金額はすべて「賃金」であり、パート、アルバイト、嘱託等の非常勤職員に対する給与等である。

2) 推移

人件費の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
本庁					
	一般会計	港湾管理費	302,960	272,846	282,702
		港湾建設費	226,337	211,088	161,668
		計	529,297	483,934	444,369
特別会計	港湾施設管理費	106,139	112,010	108,804	
本庁計			635,436	595,944	553,173
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	1,991	3,200	5,394
		港湾建設費	-	-	-
		計	1,991	3,200	5,394
特別会計	港湾施設管理費	3,164	2,105	1,717	
和歌山下津港湾事務所計			5,155	5,306	7,110
東牟婁振興局新宮建設部					
	一般会計	港湾管理費	252	102	192
		港湾建設費	-	-	-
		計	252	102	192
東牟婁振興局新宮建設部計			252	102	192
人件費合計					
	一般会計	港湾管理費	305,203	276,148	288,287
		港湾建設費	226,337	211,088	161,668
		計	531,540	487,236	449,955
特別会計	港湾施設管理費	109,303	114,115	110,521	
合計			640,843	601,351	560,475
趨勢比率			100.0	93.8	87.5

港湾費の人件費は、各事業の工事事務費の一定比率が配賦され、実際に支払われた人件費との差額は、土木管理費（土木総務費）として処理されている。したがって、港湾費の人件費の増減は、工事事務費の増減に連動することになる。

委託料

1) 内容

工事関係の設計業務、施設の管理業務及び調査、研究の委託等に要する支出である。

2) 推移

委託料の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
本庁					
	一般会計	港湾管理費	36,768	5,090	24,964
		港湾建設費	32,760	32,132	165,507
		計	69,528	37,222	190,471
	特別会計	港湾施設管理費	-	5,145	-
本庁計			69,528	42,367	190,471
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	84,922	97,597	70,266
		港湾建設費	141,704	55,040	24,433
		計	226,625	152,638	94,700
	特別会計	港湾施設管理費	170,056	184,891	188,111
和歌山下津港湾事務所計			396,681	337,529	282,811
日高振興局建設部					
	一般会計	港湾管理費	20,165	16,385	9,001
		港湾建設費	83,872	36,456	50,925
		計	104,037	52,841	59,926
	日高振興局建設部計			104,037	52,841
東牟婁振興局新宮建設部					
	一般会計	港湾管理費	7,745	22,578	5,266
		港湾建設費	104,790	28,720	21,457
		計	112,535	51,298	26,723
	東牟婁振興局新宮建設部計			112,535	51,298
その他					
	一般会計	港湾管理費	12,603	14,472	11,639
		港湾建設費	193,451	9,440	6,038
		計	206,053	23,913	17,677
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	-
その他計			206,053	23,913	17,677
委託料合計					
	一般会計	港湾管理費	162,201	156,123	121,137
		港湾建設費	556,577	161,789	268,360
		計	718,778	317,912	389,497
	特別会計	港湾施設管理費	170,056	190,036	188,111
合計			888,834	507,948	577,608
趨勢比率			100.0	57.1	65.0

和歌山下津港湾事務所における平成13年度の減少理由は、平成12年度に和歌山本

港区西浜地区の埋立に係る設計委託費の支出があったためである。

日高振興局建設部における平成 13 年度の減少理由は、平成 12 年度に由良港の環境整備事業等に係る設計委託費の支出があったためである。

東牟婁振興局新宮建設部における平成 13 年度の減少理由は、平成 12 年度に港湾防災関連施設に係る設計委託費の支出があったためである。

有田振興局建設部（上表の「その他」）における平成 13 年度の減少理由は、平成 12 年度に湯浅広港の港湾防災関連施設及び津波防波堤に係る設計委託費の支出があったためである。

また、本庁の一般会計（港湾建設費）の主なものは、日高港の整備事業に係る漁業補償について、県の企業局が先行補償していた額のうち、港湾事業分を工事進捗に併せて企業局側に支払っているものであり、平成 14 年度の増加理由は、同年度において工事がほぼ完了し、残額を全て支払ったためである。

和歌山下津港湾事務所の特別会計（港湾施設管理費）の主なものは、和歌山マリーナ及び魚釣り公園の管理委託手数料である。

3) 監査の結果

和歌山下津港湾事務所において、工事調書により平成 14 年度の 30 百万円超の工事に係る委託料を調査した結果、支払手続に関して特に指摘すべき事項はない。

工事請負費

1) 内容

土地の造成、工作物の建造、道路等の築造、埋め立て等の土木工事に要する支出であり、工事請負契約によって支払われるものである。

2) 推移

工事請負費の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
本庁					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	33,983	-	-
		計	33,983	-	-
	特別会計	港湾施設管理費	77,593	-	147,359
本庁計			111,576	-	147,359
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	27,009	26,294	20,557
		港湾建設費	2,782,862	2,066,132	1,427,432
		計	2,809,871	2,092,426	1,447,989
	特別会計	港湾施設管理費	874,221	608,199	111,591
和歌山下津港湾事務所計			3,684,092	2,700,625	1,559,580
日高振興局建設部					
	一般会計	港湾管理費	15,439	3,477	8,925
		港湾建設費	1,838,716	1,998,727	1,254,787
		計	1,854,155	2,002,204	1,263,712
日高振興局建設部計			1,854,155	2,002,204	1,263,712
東牟婁振興局新宮建設部					
	一般会計	港湾管理費	14,000	25,017	14,693
		港湾建設費	1,756,980	1,348,319	1,122,186
		計	1,770,979	1,373,336	1,136,878
東牟婁振興局新宮建設部計			1,770,979	1,373,336	1,136,878
その他					
	一般会計	港湾管理費	10,770	2,381	12,348
		港湾建設費	675,917	860,925	767,786
		計	686,687	863,306	780,134
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	11,608
その他計			686,687	863,306	791,742
工事請負費合計					
	一般会計	港湾管理費	67,218	57,169	56,522
		港湾建設費	7,088,458	6,274,103	4,572,191
		計	7,155,676	6,331,272	4,628,713
	特別会計	港湾施設管理費	951,813	608,199	270,558
合計			8,107,489	6,939,471	4,899,270
趨勢比率			100.0	85.6	60.4

和歌山下津港湾事務所において、平成 13 年度の減少理由は、平成 12 年度に西浜地区の埋立にかかる支出があったためである。また、日高振興局建設部において、平成 14 年度の減少理由は、平成 13 年度までは日高港整備事業にかかる支出が多くあったためである。

3) 監査の結果

和歌山下津港湾事務所、日高振興局建設部、東牟婁振興局新宮建設部において、平成 14 年度の工事調書により 30 百万円超の工事に係る工事請負費を調査した結果、支払手続に関して特に指摘すべき事項はない。

4) 意見

a) 入札状況

港湾関係の各部署における最近 3 年間の落札率別入札状況は以下のとおりである。

(単位：件)

落札率	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	合計	構成比
95%以上	44	41	56	141	79%
90%～95%	2	-	9	11	6%
90%未満	4	6	16	26	15%
合計	50	47	81	178	100%
予定価格合計(百万円)	4,410	2,297	2,312	9,020	
合計落札率	93%	95%	95%	95%	

(注) 合計落札率 = 落札額合計 ÷ 予定価格合計

この 3 年間で、79%の入札について 95%以上の落札率であり、かなり高い水準といえる。この 3 年間の全契約の落札率が、例えば 1%低下したとすると約 90 百万円の支出の削減が図られることになる。

上記の内訳は次のとおりである。

<和歌山下津港湾事務所>

(単位：件)

落札率	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	合計	構成比
95%以上	9	6	1	16	47%
90%～95%	2	-	2	4	12%
90%未満	-	4	10	14	41%
合計	11	10	13	34	100%

平成 14 年度は、金額的には低いが、落札率は低下している。とりわけ 95%以上の入札は 1 件に減少している。

< 日高振興局建設部 >

(単位 : 件)

落札率	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	合計	構成比
95%以上	21	17	36	74	84%
90%～95%	-	-	4	4	5%
90%未満	4	1	5	10	11%
合計	25	18	45	88	100%

< 東牟婁振興局新宮建設部 >

(単位 : 件)

落札率	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	合計	構成比
95%以上	8	8	14	30	94%
90%～95%	-	-	1	1	3%
90%未満	-	1	-	1	3%
合計	8	9	15	32	100%

日高振興局建設部、東牟婁振興局新宮建設部については、和歌山下津港湾事務所に比較して、依然落札率が高い。

< その他 >

(単位 : 件)

落札率	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	合計	構成比
95%以上	6	10	5	21	88%
90%～95%	-	-	2	2	8%
90%未満	-	-	1	1	4%
合計	6	10	8	24	100%

b) 入札契約関係の公表の変遷

県における入札契約関係の公表の変遷は次のとおりである。

年 月	公表内容
昭和 57 年 5 月	指名業者：指名通知発送の翌日公表 入札結果：入札終了後、翌日公表 公表範囲：40,000 千円以上の本庁入札分の工事
平成 9 年 8 月	指名業者：指名通知発送後なるべく早期に公表 入札結果：入札終了後、即日公表 公表範囲：入札に付する全ての工事
平成 10 年 8 月	予定価格：入札に付した全ての工事について事後公表
平成 12 年 6 月	設計金額：入札に付する全ての工事について事前公表
平成 13 年 4 月	工事発注予定表：四半期ごとに公表 (例：4月に4～6月分を公表)
平成 14 年 6 月	低入札価格調査結果の概要を公表 入札参加資格審査結果の公表 指名停止等業者の公表
平成 14 年 8 月	予定価格：入札に付する全ての工事、委託業務について事前公表 最低制限価格：原則として予定価格が 2,500 千円超の工事について事前公表 低入札価格調査基準価格：低入札価格調査対象工事(50,000 千円超)すべてについて事前公表

平成 14 年 8 月より、予定価格が 2,500 千円超 50,000 千円未満の工事については最低制限価格を事前公表し、予定価格が 50,000 千円超の工事については低入札価格調査基準価格を事前公表している。

最低制限価格を下回った入札を行った場合には、その業者は自動的に失格として排除される。

また、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、その入札業者について契約内容に適合した履行がなされるかどうかを調査したうえで、問題がなければ落札者とされる。

和歌山下津港湾事務所においては、管轄内の業者数の多さと発注件数の低下もあって、最低制限価格に多くの業者が入札額を入れるようになり、平成 14 年度の落札率は低下している。

これに対し、日高振興局、東牟婁振興局新宮建設部の平成 14 年度の落札率は依然高い状況にある。

c) 「和歌山県公正入札調査委員会」の開催状況

県は、平成 10 年度に「入札談合情報対応マニュアル」を作成し、入札談合に関する情報があった場合には、県土整備部長を委員長とする「和歌山県公正入札調査委員会」で審議することにより、談合に対応することとしている。

「和歌山公正入札調査委員会」は、平成 10 年度から平成 15 年度（平成 16 年 1 月末日現在）までに 17 回開催されている。そのうち、港湾事業については、平成 10 年度の 1 回の開催である。

今後、積極的により多くの情報を入手することに努め、「和歌山県公正入札調査委員会」での審議等により、入札の適正化を保持することが必要である。

d) 新しい入札制度に向けて

県では、容易に入札に参加できるよう、平成 15 年度に「電子調達システム導入基本計画」を策定し、以後、電子入札システム導入にむけての検討を行うこととしている。

電子入札システムの導入は、経費削減や入札時に業者同士が顔を合わせないといったメリットがあるものの、談合は電話等で行うことも可能であるので、談合防止に対する絶対的な方法であるということとはできない。

平成 13 年 2 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、多くの自治体が、一般競争入札や公募型指名競争入札の範囲の拡大等の競争を高める改革を実施しており、さらには、自治体内のどこからでも参加できる制限付一般競争入札や郵便によるダイレクト入札制度の導入等の入札制度改革を実施している団体もある。入札制度改革の実施により、平均落札率は、長野県では 96.4%から 75.5%、宮城県では 95%から 79.5%へと下落している。

今後、透明性を確保し、より公正な競争を促進させる入札制度改革に積極的に取り組んでいくことが必要である。

公有財産購入費

1) 内容

地方自治法第 238 条に規定される公有財産の取得に要する支出である。主なものは、土地及びその付属物、家屋及びその付属物の購入に要する支出である。

2) 推移

公有財産購入費の最近 3 年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
本庁					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	-	-	-
		計	-	-	-
	特別会計	港湾施設管理費	21,000	-	-
	本庁計		21,000	-	-
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	78,583	48,246	467,298
		計	78,583	48,246	467,298
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	-
	和歌山下津港湾事務所計		78,583	48,246	467,298
日高振興局建設部					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	-	-	18,478
		計	-	-	18,478
	日高振興局建設部計		-	-	18,478
	東牟婁振興局新宮建設部				
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	410	-	-
		計	410	-	-
	東牟婁振興局新宮建設部計		410	-	-
	公有財産購入費合計				
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	78,994	48,246	485,775
		計	78,994	48,246	485,775
	特別会計	港湾施設管理費	21,000	-	-
	合計		99,994	48,246	485,775
趨勢比率		100.0	48.2	485.8	

和歌山下津港湾事務所における平成 14 年度の増加は、臨港道路「紀の川右岸線」新設

のための用地取得が進められたためである。

本庁の平成 12 年度の支出は、和歌山下津港和歌山本港区のガントリークレーンの取得費用である。

日高振興局建設部の平成 14 年度の支出は、美浜町浜ノ瀬地区の臨港道路に係る用地取得費である。

3) 監査の結果

和歌山下津港湾事務所において、平成 14 年度の工事調書により 30 百万円超の工事に係る公有財産購入費を調査した結果、支払手続に関して特に指摘すべき事項はない。

負担金、補助及び交付金

1) 内容

主な支出は、国の直轄事業に係る県の負担部分（市町村の負担部分を含む。）に要する支出である。

2) 推移

負担金、補助及び交付金の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
本庁					
	一般会計	港湾管理費	1,563	12,974	1,163
		港湾建設費	1,203,039	2,063,462	1,319,291
		計	1,204,602	2,076,437	1,320,454
	特別会計	港湾施設管理費	15,905	9,621	10,264
本庁計			1,220,506	2,086,057	1,330,719
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	6,875	6	148
		計	6,875	6	148
	特別会計	港湾施設管理費	17,558	179	144
和歌山下津港湾事務所計			24,433	185	291
日高振興局建設部					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	-	12	-
		計	-	12	-
	日高振興局建設部計			-	12
負担金、補助及び交付金合計					
	一般会計	港湾管理費	1,563	12,974	1,163
		港湾建設費	1,209,913	2,063,480	1,319,438
		計	1,211,476	2,076,454	1,320,602
	特別会計	港湾施設管理費	33,463	9,800	10,408
合計			1,244,940	2,086,254	1,331,010
趨勢比率			100.0	167.6	106.9

本庁における負担金は、和歌山下津港に係るものが、平成12年度415百万円、平成13年度1,246百万円、平成14年度378百万円であり、日高港に係るものが、平成12年度787百万円、平成13年度783百万円、平成14年度875百万円である。この中で、和歌山下津港の平成13年度の増加は、和歌山北港区の発電所関連施設に係る多額の負担金の支出961百万円があったためである。

補償、補填及び賠償金

1) 内容

主な支出は、土地収用に伴う第三者に対する物件の移転費用の補償及び漁業補償に要する支出である。

2) 推移

補償、補填及び賠償金の最近3年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

場所	会計区分	目区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
和歌山下津港湾事務所					
	一般会計	港湾管理費	-	-	2,957
		港湾建設費	4,362	35,411	447,123
		計	4,362	35,411	450,080
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	-
和歌山下津港湾事務所計			4,362	35,411	450,080
日高振興局建設部					
	一般会計	港湾管理費	898	-	83
		港湾建設費	-	-	22,430
		計	898	-	22,513
日高振興局建設部計			898	-	22,513
東牟婁振興局新宮建設部					
	一般会計	港湾管理費	-	-	484
		港湾建設費	12,405	6,857	1,581
		計	12,405	6,857	2,065
東牟婁振興局新宮建設部計			12,405	6,857	2,065
その他					
	一般会計	港湾管理費	-	-	-
		港湾建設費	3,814	145,700	41,800
		計	3,814	145,700	41,800
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	-
その他計			3,814	145,700	41,800
補償、補填及び賠償金合計					
	一般会計	港湾管理費	898	-	3,523
		港湾建設費	20,581	187,968	512,934
		計	21,479	187,968	516,457
	特別会計	港湾施設管理費	-	-	-
合計			21,479	187,968	516,457
趨勢比率			100.0	875.1	2,404.5

和歌山下津港湾事務所の平成13年度及び平成14年度の支出は、臨港道路「紀の川右岸線」新設のための補償である。

日高振興局建設部の平成14年度の支出は美浜町浜ノ瀬地区に係る用地補償である。

その他の平成13年度及び平成14年度の支出は、有田振興局建設部における湯浅広港の整備事業にかかる漁業補償である。

3) 監査の結果

和歌山下津港湾事務所において平成14年度の工事調書により30百万円超の工事にかかる補償金を調査した結果、支払手続に関して特に指摘すべき事項はない。

(3) 財産

和歌山下津港湾事務所、日高振興局建設部、東牟婁振興局新宮建設部にて、港湾台帳、物品台帳を閲覧し、質問を行ったところ、以下の事実が判明した。

未稼動固定資産

1) 現状

和歌山下津港において、以下の固定資産が港湾台帳に記載されているものの、休止状態にあった。

地区	施設名	炉数	取得年月日	取得価額 (千円)
和歌山本港区	海洋性廃棄物焼却施設	1基	平成6年4月1日	270,000

(注) 取得価額のうち、1/2は国庫補助である。

平成2年当時、輸入木材の荷役による木皮が年間約2,000?発生し、うち40%は再利用、60%は産業廃棄物として県外(徳島県)で処分していたが、輸入量の増大が見込まれ、処分場を求める声が出てきた。そのため、平成4年に海洋性廃棄物焼却場設置工事に着手した。

平成6年に供用開始したが、そのころから木材の需要が下降するとともに、木皮の8割はリサイクルが可能であることから、焼却の対象となるリサイクル不可能の木材が激減した。

また、平成9年12月の改正廃棄物処理法施行により規制が強化され、ダイオキシンの濃度の測定及び抑制が必要となった。このダイオキシンの排出規制に伴う緊急対策による改良工事を平成10年度に44,000千円で行い、平成14年11月まで使用可能な状態にしたものの、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、再度の改良が必要となった。

県は、木皮の需要がなくなったことから、同焼却炉への多額の改良費の支出を見合わせ、平成12年度より休止状態となっている。

なお、当該焼却炉は国庫補助金の対象であるため、売却ないし除却した場合には、国費の返還義務が生じる。

2) 意見

海洋性廃棄物焼却施設は、耐用年数を35年、残存価額を取得価額の10%として減価償却計算を行ったとすると、平成14年度末における簿価は213,624千円である。

当該焼却施設の有効利用について、費用対効果の観点から、第三者への売却による資金化も選択肢の一つとし、再度検討を行うべきである。

破損固定資産

1) 現状

新宮港において、以下の固定資産が物品台帳に記載されているものの、休止状態にあった。

施設名	取得年月日	取得価額 (千円)
波高計	昭和 55 年 12 月 25 日	11,017
波高演算処理装置	平成 4 年 8 月 28 日	4,404

昭和 55 年に現況の波高を測定するため、波高計を水深 17m 付近に設置、測定を開始し、平成 4 年に演算装置の入れ替えを行った。

しかし、平成 6 年に、海底に敷設している通信ケーブルが切断され、測定不能となり、休止状態となった。

同年より平成 10 年度まで毎年、補修要望（約 20,000 千円）を行ったが、財源不足により採択されずに至っている。また、当該物件の目的は、他港の施設を利用することで達せられる現状にある。

2) 監査の結果

当該波高計及び波高演算処理装置は、将来再使用の客観的な見込みもなく、設備としての機能を現に有していない。

したがって、早急に除却処理を行い、物品台帳から削除すべきである。

固定資産の利用状況

1) 和歌山下津港

和歌山下津港和歌山本港区における主な港湾施設の利用度を試算した。

< 荷さばき地 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
実績使用料(千円)(A)	16,090	11,286	16,295
使用可能面積(m ²)(注1)	32,325	125,668	125,668
最大使用料(千円)(B)(注2)	86,720	337,136	337,136
使用料稼働率(%) (A)÷(B)	18.6	3.3	4.8

(注1) 使用可能面積は、県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成の以下のデータに基づき、総面積 = 使用可能面積と仮定した。ただし、西浜ふ頭荷さばき地は平成 13 年度に供用開始されたため、平成 12 年度の使用可能面積から除いている。

(平成 15 年 3 月末現在)

施設名	面積 (m ²)	備考
中ふ頭第 1 荷さばき地	18,500	中ふ頭第 1、第 2 岸壁背後地
中ふ頭第 2 荷さばき地	13,825	中ふ頭第 3、第 4 岸壁背後地
西浜ふ頭荷さばき地	93,343	西浜第 3、4、5、6 岸壁背後地
計	125,668	

(
注 2) 最大使用料は、簡便的に、料金表に基づき、7 円 35 銭 × 使用可能面積 × 365 日で計算した。

荷さばき地の利用状況は芳しくなく、特に、平成 13 年度以降は、和歌山本港区の西浜ふ頭荷さばき地の供用を開始したにもかかわらず、使用料は伸びず、稼働率は約 5% 前後にすぎない。

< 野積場 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
実績使用料 (千円) (A)	153,044	154,492	116,329
使用可能面積 (m ²) (注 1)	166,560	166,560	166,560
最大使用料 (千円) (B) (注 2)	325,179	325,179	325,179
使用料稼働率 (%) (A) ÷ (B)	47.1	47.5	35.8

(注 1) 使用可能面積は、県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成の以下のデータに基づき、総面積 = 使用可能面積と仮定した。なお、西浜野積場 (第 3 岸壁背後及び年間専用使用) は平成 13 年度より一般に供用開始されたが、それ以前より関西国際空港第二期工事に係る賃貸があったため、平成 12 年度の使用可能面積に含めて算出した。

(平成 15 年 3 月末現在)

施設名	面積 (m ²)	備考
築港、西河岸野積場	16,048	築港 1~5 丁目、西河岸町、久保町
青岸野積場	19,712	青岸岸壁背後地 (一部工事中)
中ふ頭野積場	18,271	中ふ頭荷さばき地等背後地
西浜野積場 (水軒浜)	11,520	南港、水軒浜
西浜野積場 (第 3 岸壁背後)	22,609	西浜第 3 岸壁背後地
西浜野積場 (年間専用使用)	78,400	西浜ふ頭背後地
計	166,560	

(注 2) 最大使用料は、簡便的に、全て 1 種地とみなし、料金表に基づき、以下のように計算した。

西浜地区 専用使用部分	700 円 × 使用可能面積
(全て 3,000 m ² 以上の使用と仮定した)	
上記以外	8 円 40 銭 × 使用可能面積 × 365 日
西浜地区以外	8 円 40 銭 × 使用可能面積 × 365 日

野積場は、1 日あたりの料金設定ではあるが、長期使用が主であり、稼働率は 50% 程度で推移している。平成 14 年度において稼働率が下落しているのは、西浜ふ頭背後地の西浜野積場 (年間専用使用) について、平成 13 年度までは関西国際空港第二期工事に係る大口の賃貸契約が締結されていたためである。

< 上屋 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
1号上屋			
実績使用料(千円)(A)	2,783	2,783	2,783
使用可能面積(m ²)(注1)	540	540	540
最大使用料(千円)(B)(注2)	3,414	3,414	3,414
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.5	81.5	81.5
2号上屋			
実績使用料(千円)(A)	4,395	4,279	3,519
使用可能面積(m ²)(注1)	853	853	853
最大使用料(千円)(B)(注2)	5,392	5,392	5,392
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.5	79.4	65.3
3号上屋			
実績使用料(千円)(A)	8,907	8,907	7,498
使用可能面積(m ²)(注1)	1,238	1,238	1,238
最大使用料(千円)(B)(注2)	10,913	10,913	10,913
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.6	81.6	68.7
4号上屋			
実績使用料(千円)(A)	6,159	6,159	6,159
使用可能面積(m ²)(注1)	856	856	856
最大使用料(千円)(B)(注2)	7,545	7,545	7,545
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.6	81.6	81.6
5号上屋			
実績使用料(千円)(A)	16,798	16,798	16,798
使用可能面積(m ²)(注1)	1,800	1,800	1,800
最大使用料(千円)(B)(注2)	20,696	20,696	20,696
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.2	81.2	81.2
6号上屋			
実績使用料(千円)(A)	16,798	16,798	16,798
使用可能面積(m ²)(注1)	1,800	1,800	1,800
最大使用料(千円)(B)(注2)	20,696	20,696	20,696
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.2	81.2	81.2
7号上屋			
実績使用料(千円)(A)	16,798	16,798	16,798
使用可能面積(m ²)(注1)	1,800	1,800	1,800
最大使用料(千円)(B)(注2)	20,696	20,696	20,696
使用料稼働率(%) (A) ÷ (B)	81.2	81.2	81.2

(注1) 使用可能面積は、県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成の以下のデータに基づき、各上屋の床面積 = 使用可能面積と仮定した。ただし、平成15年度に使用開始された8号上屋は除いている。

(平成 15 年 12 月末現在)

施設名	床面積 (㎡)
1号上屋	540
2号上屋	853
3号上屋	1,238
4号上屋	856
5号上屋	1,800
6号上屋	1,800
7号上屋	1,800
8号上屋	1,800
計	10,687

(注2) 最大使用料は、簡便的に、料金表に基づき、以下のように算出した。

1号、2号上屋	17円32銭×使用可能面積×365日
3号、4号上屋	24円15銭×使用可能面積×365日
5号~7号上屋	31円50銭×使用可能面積×365日

平成 14 年度に 3 号上屋が工事により一時使用不可となったことが原因で若干収入が減少したが、それを除くと、ほとんどの上屋が 80% を超える稼働状況である。仮定計算に基づくため 20% の差が生じる結果となったが、現在、上屋の大半が年間を通して継続契約先により利用されており、稼働率 100% の状態が続いているとのことである。

< 荷役機械 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
ジブクレーン			
実績使用料 (千円) (A)	4,917	837	-
使用可能時間 (時間) (注 2)	2,920	2,920	2,920
最大使用料 (千円) (B) (注 3)	64,386	64,386	64,386
使用料稼働率 (%) (A) ÷ (B)	7.6	1.3	0.0
ガントリークレーン			
実績使用料 (千円) (A)	-	7,741	9,930
使用可能時間 (時間) (注 2)	-	2,680	2,920
最大使用料 (千円) (B) (注 3)	-	160,800	175,200
使用料稼働率 (%) (A) ÷ (B)	-	4.8	5.7

(注 1) ガントリークレーンは平成 13 年 5 月供用開始である。

(注 2) 使用可能時間は、1 日 8 時間稼働可能と仮定し、365 日 (ただしガントリークレーンの平成 13 年度のみ 335 日) で計算した。

(注 3) 最大使用料は、簡便的に、料金表に基づき、以下のように算出した。

ジブクレーン	22,050 円 × 使用可能時間
ガントリークレーン	60,000 円 × 使用可能時間

荷役機械の利用状況は 5% 前後と著しく低い。ガントリークレーンは、現在、週 3 便の韓国間運送での使用にとどまっている。また、ジブクレーンの使用はガントリークレーンの供用開始に伴い減少し、平成 14 年度は全く稼働していない。

2) 宇久井港（東牟婁振興局新宮建設部）

宇久井港における主な港湾施設の利用度を試算した。

< 荷さばき地 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
実績使用料（千円）（A）	17	58	61
使用可能面積（㎡）（注 1）	2,178.93	2,178.93	2,178.93
最大使用料（千円）（B）（注 2）	16,015	16,015	16,015
使用料稼働率（％）（A）÷（B）	0.1	0.4	0.4

< 野積場 >

会計区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
実績使用料（千円）（A）	-	-	-
使用可能面積（㎡）（注 1）	490.52	490.52	490.52
最大使用料（千円）（B）（注 2）	1,504	1,504	1,504
使用料稼働率（％）（A）÷（B）	0.0	0.0	0.0

（注 1）使用可能面積は、県土整備部港湾空港振興局管理整備課作成の以下のデータに基づき、総面積 = 使用可能面積と仮定した。

（平成 15 年 3 月末現在）

《荷さばき地》

施設名	面積（㎡）
	225.21
	461.82
	743.67
	318.59
	267.93
	161.71
計	2,178.93

《野積場》

施設名	面積（㎡）
	160.13
	279.15
	51.24
計	490.52

（注 2）最大使用料は、簡便的に、料金表に基づき、以下のように算出した。

荷さばき地 7 円 35 銭 × 使用可能面積 × 365 日
野積場 全て 1 種地とみなし、8 円 40 銭 × 使用可能面積 × 365 日

荷さばき地、野積場共に、荷さばき地の一部が短期利用されただけで、供用開始以降ほとんど使用実績がない。

宇久井港に荷さばき地、野積場を建設した経緯は以下のとおりである。

宇久井港は、背後に石油 3 社のタンク施設（配送基地）と公共の物揚場があり、新宮港が開港するまで宇久井港が紀南地方の中心であった。

船舶の大型化に伴い、地元関係者、町及び漁業組合からの要望で港湾整備（期間は昭和 63 年度から平成 8 年度）を行うことが決定し、以下の施設が整備された。

- ・ -2.5m の物揚場（小型船、漁船の出漁準備）
- ・ -4.0m の物揚場（石油タンカーの荷役が中心で、砂、砂利及びチップも扱う）
- ・ -4.5m 岸壁（砂及び砂利を扱う）

岸壁及び物揚場のエプロン敷は、幅 15m から 20m であり、砂及び砂利等のバラ荷の積み下ろしには幅が足りないため荷さばき地を、また、バラ荷を搬入及び移出用にストックヤードとして利用が見込まれたため野積場を、岸壁整備と共に確保することとなった。

上記の通り、大型船舶へ対応できるよう、また護岸にタンカー等が接岸し危険であったため、護岸前面を埋立により物揚場に整備した結果、工法上背後地にできたスペースを荷さばき地及び野積場としたものである。当初はチップの搬入等による利用を見込んでいたが、製紙会社撤退等により、県の工事用作業ヤードとして使われているものの、使用料収入の実績は僅かである。

3) 意見

和歌山下津港の西浜野積場（一部を除く）及びジブクレーン、宇久井港の荷さばき地（一部を除く）及び野積場は、現在のところ、今後の明確な使用見込がない状態である。宇久井港の荷さばき地（一部を除く）及び野積場に至っては、同じ地方港湾でありながら、平成 12 年度に背後地域の産業振興が期待できる港として特定地域振興重要港湾に選定された新宮港があるため、港湾施設として有効利用されることはますます難しくなると思われる。

このように利用度が著しく低い施設については、港湾計画のあり方を見直し、今後の有効活用の方向性を改めて検討する必要がある。場合によっては、荷役機械等の動産については他自治体や民間への売却、土地等の不動産については他の施設への転換を図ることも、一案であると考え。また、現状のまま利用する場合でも、使用者の範囲を一般の県民まで広げる等、積極的な低利用地の活用を検討すべきである。

例えば、広島県では、平成 15 年 9 月に、港湾施設の管理規定を大幅に見直す方針を決定している。今まで例外的に認めていたイベントやバザーを、指定した港湾緑地で積極的に許可するよう方針を転換した。また、環境保全や港湾施設の利用を促すための措置も講ずる予定である。

改正案では、原則禁止だった港湾緑地使用を管理上支障がない範囲で容認し、知事が指定した公園などでの各種行事や露天営業を許可し、「水際線の開放」を進めるとのこと

である。

同様に、県においても、港湾緑地（注）のみならず、荷さばき地や野積場についても対象を広げると共に、また、場合によっては、港湾施設を物流施設機能として捉えるだけでなく、消費施設機能（例えば大型ショッピングセンターを誘致する）の面も有した多角的施設として捉え、積極的な港湾施設の転用による活用を検討すべきである。大型物流業者の誘致だけでは限界があり、対象を最終消費者まで広げて、港湾施設利用拡大を検討すべきである。

（注）港湾緑地（計画も含む）

- ・和歌山下津港和歌山本港区 6.5ha
- ・日高港 11.4ha
- ・新宮港 8.8ha

基金の状況

1) 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金

a) 現状

「第2章 港湾事業の概要 8. 基金の状況 (1) 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金」において述べたように、当該基金は、和歌山下津港における上屋、宇久井港における荷役機械の更新及び補修のため、設置されたものである。

宇久井港にはかつて荷役機械が整備され、特別会計で経理していたが、老朽化及び取扱貨物の減少により昭和59年度に廃止され、現在は存在しない。

b) 監査の結果

実情に照らし、条例の見直しを図るべきである。

2) 和歌山下津港環境整備等基金

a) 現状

「第2章 港湾事業の概要 8. 基金の状況 (2) 和歌山下津港環境整備等基金」において述べたように、当該基金は、和歌山下津港にかかる入港料を和歌山下津港の環境整備等の費用に充てるため、設置されたものである。

積立額については「予算で定める額」を積立て、取崩については「和歌山下津港の環境整備等の要する経費の財源に充てるとき」に必要額を取崩すこととなっている。

平成14年度は、特別会計の収支が悪化したため、予算積立を行うことができず、基金の設置以来、初めての取崩を行った。

b) 意見

平成14年度に168,497千円の取崩を行った結果、平成14年度末の残高は738,391千円となり、現状の収支状況が続くならば、早くも4年後の平成18年度には残高

がほぼゼロになってしまう。そうなれば一般会計からの繰入金により運営する必要があり、県民の負担が増大することになる。

基金取崩に頼らない特別会計の収支改善対策を早急に講じる必要がある。

(4) 県債

現状

現在、和歌山下津港に属する和歌山マリーナの使用料収入及び委託料支出が特別会計の区分で経理されている一方、同事業に係る県債償還額は一般会計の区分にて経理されており、矛盾が生じている。

監査の結果

起債事業に係る収支の状況を適切に把握するために、両者の会計処理区分を同一にすべきである。

2. 経営管理の状況

港湾事業のうち、特定の港湾に関する上屋、荷役機械、ふ頭用地等の港湾施設の整備や工場用地、都市再開発用地等の造成は、港湾管理者が起債事業で実施することができる。県の財政状況の厳しい現状では、当該事業の財源を主に県債に頼っており、利子支払や元金返済には、起債事業の対象となる港湾施設の使用料収入を充てることが前提とされている。

県債の増加は県民の将来の負担増に直結するものであり、起債にあたっては、適切な収支計画を策定し、実績と比較して適時に対策を講ずることが必要不可欠である。

(1) 監査の結果

上記視点に立ち、和歌山県の港湾関係起債事業に係る収支管理の状況を聴取した結果、以下の問題点が発見された。

計画策定時の使用料収入見積根拠資料

起債事業では、県債発行にて事業費を賄いつつ、使用料の将来見込み額を、事業費の一部や県債の返済支出といった将来支出見込み額に充てる仕組みとなっている。実効性ある収支計画を策定するためには、将来の港湾利用状況の合理的予測が必要となるが、計画時における使用料収入の見積過程を示す根拠資料が一部保管されておらず、推計の合理性を事後的に検証することができない。

このことは、で後述の、実績との比較分析及び分析結果の活用が行われていない一因となっている。具体的計算方法を示す根拠資料を適切に作成し、整理保管する必要がある。

計画策定後の実績との比較分析

起債事業の対象となる港湾施設の使用料収入につき、実績と収支計画時の見積額との比較分析は行われていない。

既定の起債事業について、定期的に事業別の使用料収入実績を把握し、収支計画との比較分析を行った結果を踏まえ、計画策定時と現在の状況変化に対応して適時適切に当該計画を変更し、計画の実効性を回復することが必要である。また、この結果は、同種の別事業における計画策定時にも、今後の需要動向を予測し使用料収入を見積もるにあたり利用することができる。

(2) 意見

その他、港湾管理者として、港湾施設の建設と管理運営を適切に行うという観点からは、次の事項も検討すべきである。

港湾利用状況の適時把握と利用促進への取り組み

港湾施設の利用状況について、各施設別に定期的な把握は行われていない。

港湾における既存ストックを有効に活用するべく、利用状況を点検し、稼働率が低いものについては原因を分析する必要がある。その結果に応じ、現状のままで利用度向上のための対応策を考えるか、あるいは、より効率的な港湾利用に向け港湾計画の見直しを推進すべきである。港湾計画における位置付けを検討した結果、利用度が著しく低く計画そのものを見直すべきと判断される場合には、他の施設への利用転換を図ることも、長期的視点に立った投資の効率化という観点からは必要である。

3. 建設事務所別収入及び支出の状況

各事業の経済性、効率性の度合を把握し、有効活用に向け重点的に対応すべき施設を判断するためには、本来は、事業別、さらには施設別の収支を分析することが必要である。以下、概算ではあるが、港湾を管轄する主要な建設事務所別に収入及び支出を集計し、各年度の収入及び支出の状況を把握することを試みた。

その結果は、以下のとおりである。なお、計算は各種の仮定に基づき行っている。

(1) 建設事務所別収入及び支出

< 和歌山下津港湾事務所 >

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	647,721	635,431	609,329
(入港料)	53,326	41,537	42,383
(港湾施設等使用料)	440,955	422,400	393,610
(和歌山マリーナ使用料)	78,684	88,848	95,205
(魚釣り公園使用料)	74,755	82,646	78,131
雑収入	20,691	39,827	7,290
県債発行収入	1,000,000	599,000	174,000
収入計	1,668,411	1,274,258	790,619

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
諸支出	4,270,221	3,214,368	3,489,801
人件費	357,893	305,665	356,676
委託料	366,413	287,063	350,843
(うち和歌山マリーナ委託料)	57,201	57,369	55,204
(うち魚釣り公園委託料)	73,500	74,900	74,000
工事請負費	2,884,701	1,896,370	1,257,293
公有財産購入費	99,583	47,895	467,298
負担金、補助及び交付金	484,009	574,420	527,554
補償、補填及び賠償金	4,362	32,040	450,080
その他	73,260	70,914	80,058
県債支出	503,477	553,344	586,526
(元金)	249,990	299,154	335,936
(利子)	253,487	254,189	250,590
支出計	4,773,699	3,767,711	4,076,326

(参考) 特別会計

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
次年度繰越金残高	89,265	1,948	5,426
県営港湾施設管理特別会計 財産減価償却基金残高	94,691	117,133	61,943
和歌山下津港環境整備等基金残高	893,871	906,118	738,391

< 日高振興局建設部 >

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	6,115	11,339	15,291
(入港料)	-	-	-
(港湾施設等使用料)	6,115	11,339	15,291
雑収入	1,662	1,557	1,365
県債発行収入	100,000	80,000	39,000
収入計	107,777	92,896	55,656

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
諸支出	2,288,950	2,768,695	1,708,964
人件費	150,069	115,585	72,123
委託料	101,819	63,493	103,311
工事請負費	1,645,517	1,809,069	1,146,724
公有財産購入費	-	-	18,478
負担金、補助及び交付金	356,608	748,143	331,712
補償、補填及び賠償金	898	-	22,513
その他	34,040	32,405	14,104
県債支出	3,656	5,333	6,825
(元金)	-	-	-
(利子)	3,656	5,333	6,825
支出計	2,292,607	2,774,028	1,715,789

< 東牟婁振興局新宮建設部 >

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	12,282	8,641	13,773
(入港料)	-	-	-
(港湾施設等使用料)	12,282	8,641	13,773
雑収入	-	-	-
県債発行収入	-	60,000	80,000
収入計	12,282	68,641	93,773

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
諸支出	1,796,788	1,528,098	1,460,943
人件費	87,756	114,160	63,782
委託料	22,493	51,206	60,760
工事請負費	1,377,882	954,096	1,039,046
公有財産購入費	469	-	-
負担金、補助及び交付金	288,476	390,476	282,885
補償、補填及び賠償金	166	286	2,065
その他	19,546	17,873	12,407
県債支出	-	-	923
(元金)	-	-	-
(利子)	-	-	923
支出計	1,796,788	1,528,098	1,461,866

計算の仮定は以下のとおりである。

- ・ 収入及び支出の範囲

特別会計については全てを対象とした。一般会計のうち、歳出については、(項)港湾費の(目)港湾管理費及び(目)港湾建設費から、港湾海岸事業に係る工事費、片男波ビーチ及び浜の宮ビーチに相当する金額を控除した額を港湾事業に係る支出とし、歳入については、港湾空港振興局管理整備課作成資料の内訳に基づき、港湾事業に係る収入を抽出した。なお、県債収入及び県債支出は、港湾整備事業債に係る金額を集計対象とし、一般公共事業債(国の補助事業及び直轄事業に係る負担額についての起債)は対象としていない。

- ・ 各建設事務所への帰属計算

港湾空港振興局管理整備課作成資料により、帰属額を集計した。そのうち、各建設事務所ではなく本庁に集計されている項目については配賦計算を行った。

- ・ 本庁扱いの収入及び支出の配賦計算

収入は、各建設事務所の「工事請負費(港湾建設費)」の比率により按分した。支出は、各建設事務所の港湾事業に係る支出額合計の比率により按分した。

なお、「県債収入」と「県債支出」は、本庁に集計されていたが、どの港湾に該当するものか判別できるため、各建設事務所の金額に反映させた。

各年度における収入及び支出を正しく把握するため、収入には、特別会計における過年度からの収支差額の累積である「繰越金」、基金の取崩額である「繰入金」を反映させず、また支出には、基金への積立額である「積立金」を反映させていない。建設事務所別に集計すると、建設事務所毎の事業規模の程度や、管轄する港湾の収入及び支出の状況が概ね把握できる。

(2) 意見

和歌山下津港湾事務所は、県における使用料収入の大半を生み出す県唯一の特定重要港湾である和歌山下津港を管理しているが、最近3年間は原木の輸入取扱高の減少に伴い、使用料収入は伸び悩んでいる。なお、西浜地区の埋立事業が行われた平成12年度をピークに、「県債収入」及び「工事請負費」は共に逡減傾向にある。また、平成14年度は、臨港道路紀の川右岸線の用地取得が進められたため、「公有財産購入費」が増加している。

平成14年度には、和歌山下津港環境整備等基金を初めて168,497千円取崩すと共に、同基金への積立を行わないという対応をとったにもかかわらず、「繰越金」は、残高がほとんど残っていない状態(平成14年度末 特別会計繰越金残高 5,426千円)である。同基金の残高は平成14年度末現在738,391千円であり、同様の事情による取崩が今後も続けば、平成18、19年度頃にはほぼ枯渇することになる。そうなれば一般会計からの繰入

金により運営する必要があり、県民の負担が増大することになる。

基金取崩に頼らない収支改善対策を早急に講じる必要があると考える。

日高振興局建設部、東牟婁振興局新宮建設部では、それぞれ、日高港、新宮港の整備事業に伴い、ここ3年間は「工事請負費」の支出額が高めの傾向にある。両港とも起債事業の対象施設が供用される前の状態であり、使用料収入の発生が少なく、県債に係る支出も現在は利息のみとなっている。今後、施設完成による供用開始に伴い、和歌山下津港同様、特別会計の区分で処理されることになり、収受する使用料を財源に償還が開始される。

しかし、和歌山下津港と同様に使用料収入は厳しい状況と予想される。収支が赤字となり、一般会計からの繰入金により運営する必要がある場合には、当該施設の社会的必要性等に関する説明責任を十分果たすことが望まれる。

4. 港区別収支分析（和歌山下津港）

和歌山下津港湾事務所については、使用料収入が県債償還の財源に充てられているという点を踏まえ、特別会計及び和歌山マリーナ事業債を対象として、主要な港区別の収支の分析を試みた。

（1）港区別収支

< 和歌山北港区及び和歌山本港区 >

（単位：千円）

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	524,840	512,282	478,524
（入港料）	23,734	21,700	23,709
（港湾施設等使用料）	426,351	407,936	376,684
（魚釣り公園使用料）	74,755	82,646	78,131
雑収入	20,472	39,732	7,131
県債発行収入	989,402	597,564	170,208
収入計(A)	1,534,714	1,149,577	655,862
諸支出	1,256,499	908,148	558,361
人件費	108,261	113,028	109,468
委託料	112,855	132,667	132,907
（うち魚釣り公園）	73,500	74,900	74,000
工事請負費	941,726	606,740	264,661
公有財産購入費	21,000	-	-
負担金、補助及び交付金	33,144	9,706	10,309
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	39,513	46,006	41,017
県債支出	322,098	354,873	385,342
（元金）	160,828	187,958	216,472
（利子）	161,270	166,916	168,870
支出計(B)	1,578,597	1,263,021	943,703
単年度収支差額(A)-(B)	43,884	113,443	287,841

< 和歌浦・海南港区 >

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	94,150	103,504	111,939
(入港料)	2,734	2,042	1,605
(港湾施設等使用料)	12,731	12,614	15,129
(マリーナ使用料)	78,684	88,848	95,205
雑収入	219	96	104
県債発行収入	10,598	1,436	2,482
収入計(A)	104,967	105,036	114,526
諸支出	68,826	60,261	60,430
人件費	920	960	930
委託料	57,201	57,369	55,204
(うちマリーナ)	57,201	57,369	55,204
工事請負費	10,087	1,458	3,860
公有財産購入費	-	-	-
負担金、補助及び交付金	282	82	88
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	336	391	349
県債支出	181,018	198,072	200,750
(元金)	88,982	110,986	119,221
(利子)	92,036	87,086	81,530
支出計(B)	249,843	258,333	261,180
単年度収支差額(A)-(B)	144,876	153,297	146,655

< 下津港区及び有田港区 >

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入	28,731	19,644	18,866
(入港料)	26,857	17,794	17,070
(港湾施設等使用料)	1,874	1,850	1,796
雑収入	-	-	55
県債発行収入	-	-	1,310
収入計(A)	28,731	19,644	20,231
諸支出	203	190	2,218
人件費	122	127	123
委託料	-	-	-
工事請負費	-	-	2,037
公有財産購入費	-	-	-
負担金、補助及び交付金	37	11	12
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	44	52	46
県債支出	362	399	433
(元金)	181	211	243
(利子)	181	188	190
支出計(B)	565	588	2,651
単年度収支差額(A)-(B)	28,166	19,056	17,580

計算の仮定は以下のとおりである。

・収入額

歳入決算書及び港湾空港振興局管理整備課作成資料より、各港区に係る額を抽出した。

なお、入港料については、海南市及び下津町に入港通知書の提出があった金額を、それぞれ和歌浦・海南港区、下津港区及び有田港区へ帰属する入港料とし、それ以外は和歌山北港区及び和歌山本港区に帰属するものとして取り扱った。

使用料以外の項目については、各港区の「工事請負費」の過去3年の平均値の比率により按分した。

・支出額

「委託料」「工事請負費」「公有財産購入費」「補償、補填及び賠償金」については、各年度の「工事調書」等より、各港区への直接帰属額を集計した。それ以外の項目については、「県債支出」のうち港区が明確である和歌山マリーナ事業債（海南港区）を除き、各港区の「工事請負費」の過去3年の平均値の比率により按分した。

(2) 意見

和歌山下津港で最も投資額及び使用料収入額の発生が大きいのは、工場地域が隣接し県中心部の流通拠点の1つでもある和歌山北港区及び和歌山本港区である。和歌山本港区には、平成13年5月にオープンした西浜地区の国際コンテナターミナルを初め、県内の主要な大型港湾施設が集中している。工事請負費の発生額も同港区の施設に係るものが多く、収支差額はマイナスの状況になっている。

既存の県債発行額残高は、和歌山本港区の施設に係るものが多く、この港区では、使用料収入をもって、運営経費と、県債の償還を賄う、いわば独立採算が求められていることになる。そこで、試算の結果に基づき、使用料と、それで賄うべき運営費及び県債償還額を単純比較すると、次表のとおりである。

< 使用料収入と運営費及び県債償還額の比較推移 >

(単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料収入 (A)	426,351	407,936	376,684
(港湾施設等使用料)	426,351	407,936	376,684
諸支出 (B)	187,129	216,801	209,391
人件費	108,261	113,028	109,468
委託料	39,355	57,767	58,907
その他	39,513	46,006	41,017
県債支出 (C)	322,098	354,873	385,342
(元金)	160,828	187,958	216,472
(利子)	161,270	166,916	168,870
収支差額(A)-(B)-(C)	82,876	163,738	218,049

(注) 使用料収入のうち、「入港料」「魚釣り公園使用料」は、県債償還にあてるべき収入ではないことが明らかであるため、含めていない。また、諸支出のうち、「工事請負費」「公有財産購入費」「負担金、補助及び交付金」は運営費に該当しないと仮定して含めておらず、「委託料」のうち魚釣り公園に係る額は、「魚釣り公園使用料」に直接対応する支出であるため、含めていない。

上記の結果、和歌山北港区及び和歌山本港区では、使用料収入によって運営費該当額(上表の「諸支出」)は賸えているが、県債支出を差し引くとマイナスであり、不足額は他の港区の収入や基金の取崩で賸われている状況である。今後使用料収入の増加と運営費の削減を図っていくことが望まれる。

和歌浦・海南港区は、過去に発行した県債の償還額の負担が重く、マリーナ使用料が増加傾向にあるものの、依然収支差額はマイナスの状態である。

一方、下津港区及び有田港区は、入港料が安定しており、また近年は工事請負費の発生が少ないため、収支差額はプラスである。

また、魚釣り公園(和歌山北港区)及び和歌山マリーナ(海南港区)は施設管理業務を外部委託しており、同事業に係る収支を独立して比較すると、下表のとおりである。

< 和歌山マリーナに係る収支推移 >

(単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料収入 (A)	78,684	88,848	95,205
諸支出 (B)	57,201	57,369	55,204
委託料	57,201	57,369	55,204
県債支出 (C)	178,281	195,057	197,476
(元金)	87,615	109,389	117,381
(利子)	90,666	85,668	80,095
収支差額(A)-(B)-(C)	156,798	163,578	157,475

< 魚釣り公園に係る収支推移 >

(単位：千円)

項 目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
使用料収入 (A)	74,755	82,646	78,131
諸支出 (B)	73,500	74,900	74,000
委託料	73,500	74,900	74,000
収支差額(A)-(B)	1,255	7,746	4,131

使用料収入と委託料を単純比較すると、和歌山マリーナ、魚釣り公園共、収支差額はプラスであるが、和歌山マリーナについては、県債償還額を反映すると、収支差額はマイナスである。

和歌山マリーナについては、大幅な支出超過であり、県債元本どころか利子でさえ十分賄えていない状態である。和歌山マリーナが県の海洋性レクリエーションの基地として整備されたこと、また、上記の県債が和歌山マリーナだけでなく、周辺設備の建設に充てられていることも考慮に入れるべきであるが、利用者が限定されるマリーナ事業にこれだけの支出を行うことには問題がある。今後公共施設に対する支出部分を明確にするとともに、収入の増加、経費の削減に努め、収支改善を図っていくことが望まれる。

5. 西浜地区整備事業

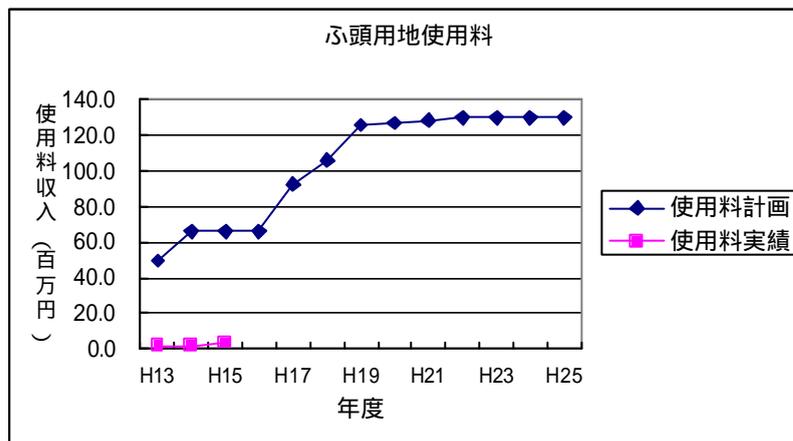
「第2章 港湾事業の概要 4. 事業の概要 (2) 主な事業の概要」でも述べたように、平成13年5月、和歌山下津港本港区西浜地区に新しくオープンした国際コンテナターミナルは、近年の船舶の大型化に対応した最大4万トン級（積載コンテナ約3,000個）の船舶係留機能や、コンテナを効率的に取扱うためのガントリークレーン（1時間あたりコンテナ30個荷役可能）を有する国際コンテナターミナルとして供用開始した。

(1) 使用料収入の計画

計画実績対比

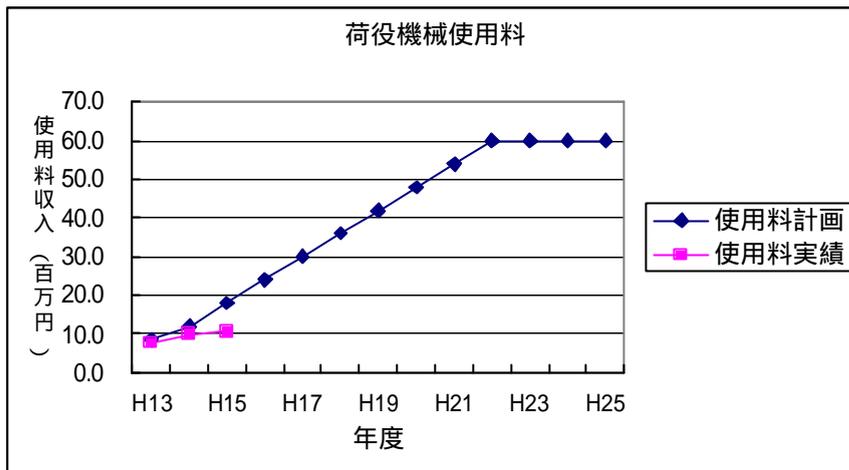
西浜地区整備事業は、1) ふ頭用地、2) 荷役機械、3) 上屋の3つの事業からなる。それぞれの使用料収入について、計画実績対比を行ったのが下記の各表である。

1) ふ頭用地



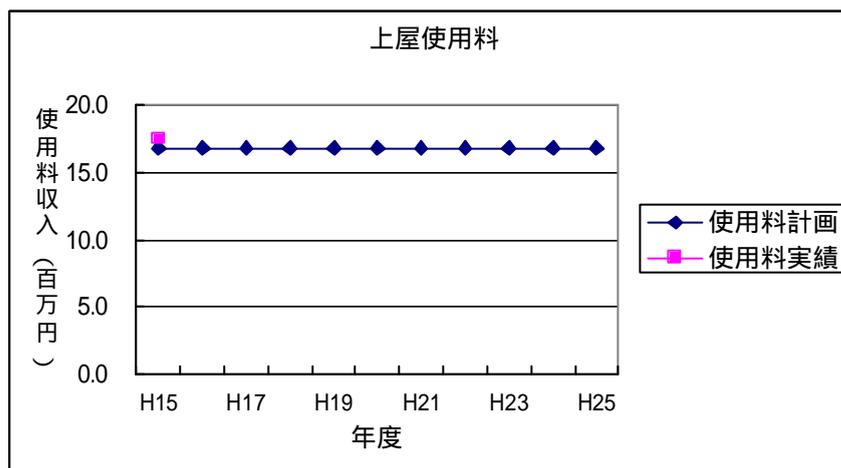
(注) 実績数値に、平成15年度の数値が含まれているが、これは平成15年12月時点での見込みの数値である。

2) 荷役機械



(注) 実績数値に、平成 15 年度の数値が含まれているが、これは平成 15 年 12 月時点での見込みの数値である。

3) 上屋



(注) 実績数値に、平成 15 年度の数値が含まれているが、これは平成 15 年 12 月時点での見込みの数値である。

監査の結果

上屋の使用料収入は、実績（見込み）が計画を若干上回っているが、料金単価が計画時よりアップしたことによるものである。一方、ふ頭用地と荷役機械については実績が計画を大幅に下回っている。

港湾統計を見る限り、平成 12 年度のコンテナ貨物取扱量は、全国レベルでは平成 8 年度比 14.8%アップとなっているが、和歌山県単独では、平成 8 年度比 15.1%ダウンとなっている（後述の「参考資料 2 コンテナ貨物量推移」を参照）。

また、「参考資料 1 計画数値の積算根拠」に見られるように、ふ頭用地の一部は稼

働率を 0.9 として計算されており、実現可能性のあるものとは判断し難い。

ふ頭用地については、合理的な需要予測をもとに使用料の単価を算出し、計画を策定する必要がある。また、荷役機械については、使用料収入の計画数値の積算根拠に関して具体的計算方法を示す根拠資料を適切に作成し、整理保管する必要がある。

西浜地区整備事業は、供用開始から 2 年しか経過していないことから、現時点で、当初計画が実現可能性のある計画であったか否か、計画実績対比による計画の見直しを行っているか否か、を問うことは現実的ではない。

しかし今後は、計画と実績を適宜比較、分析し、計画の見直しを行うことを視野に入れて、事業を進めていく必要があると考える。

参考資料 1 計画数値の積算根拠

ふ頭用地

ふ頭用地使用料単価は、現行の 9.45 円/㎡・日を用い、積算は次のように行われている。

・平成 13 年度の使用料収入

$$16,000 \text{ m}^2 \times 9.45 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{日} \times 365 \text{ 日} \times 0.9 \text{ (稼働率)} = 49.6 \text{ 百万円}$$

・平成 14 年度から平成 16 年度の使用料収入

$$16,000 \text{ m}^2 \times 9.45 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{日} \times 365 \text{ 日} \times 0.9 \text{ (稼働率)} = 49.6 \text{ 百万円}$$

$$12,000 \text{ m}^2 \times 9.45 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{日} \times 365 \text{ 日} \times 0.4 \text{ (稼働率)} = 16.6 \text{ 百万円}$$

《年間合計使用料収入》

$$49.6 \text{ 百万円} + 16.6 \text{ 百万円} = 66.2 \text{ 百万円}$$

・平成 17 年度から平成 21 年度の使用料収入

平成 17 年度から平成 21 年度まで、92.6 百万円、105.6 百万円、125.7 百万円、127 百万円、128.3 百万円、と計画されている。使用料収入の増加は整備面積によるものと考えられるが、実際のところその積算根拠は不明である。

・平成 22 年度以降の使用料収入

$$16,000 \text{ m}^2 \times 9.45 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{日} \times 365 \text{ 日} \times 0.9 \text{ (稼働率)} = 49.6 \text{ 百万円}$$

$$46,600 \text{ m}^2 \text{ (現在舗装未着手)} \times 9.45 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{日} \times 365 \text{ 日} \times 0.5 \text{ (稼働率)} = 80.4 \text{ 百万円}$$

《年間合計使用料収入》

$$49.6 \text{ 百万円} + 80.4 \text{ 百万円} = 130 \text{ 百万円}$$

荷役機械

荷役機械の使用料収入の算出根拠資料はない。

上屋

計画の上屋使用料は次のとおりであり、その単価に基づき稼働率 100%として年間計画使用料収入を算出している。

なお、最終決定の上屋使用料は若干の料金アップとなっている。

《使用料単価》

1日～15日 18.90円、16日～30日 31.50円、31日 46.20円（注）

（注）最終決定の実績使用料

1日～15日 20.18円、16日～30日 33.64円、31日 50.46円

《年間合計使用料収入》

・1、3、5、7、8、10、12月

$18.90 \text{円} \times 15 \text{日} = 283.50 \text{円}$ 、 $31.50 \text{円} \times 15 \text{日} = 472.50 \text{円}$ 、 $46.20 \text{円} \times 1 \text{日} = 46.20 \text{円}$ 、計 802.20円

$802.20 \text{円} \times 1,800 \text{m}^2 \times 7 \text{ヶ月} = 10.1 \text{百万円}$

・4、6、9、11月

$18.90 \text{円} \times 15 \text{日} = 283.50 \text{円}$ 、 $31.50 \text{円} \times 15 \text{日} = 472.50 \text{円}$ 、計 756.00円
 $756.00 \text{円} \times 1,800 \text{m}^2 \times 4 \text{ヶ月} = 5.4 \text{百万円}$

・2月

$18.90 \text{円} \times 15 \text{日} = 283.50 \text{円}$ 、 $31.50 \text{円} \times 13 \text{日} = 409.50 \text{円}$ 、計 693.00円
 $693.00 \text{円} \times 1,800 \text{m}^2 \times 1 \text{ヵ月} = 1.2 \text{百万円}$

年間合計使用料収入

$10.1 \text{百万円} + 5.4 \text{百万円} + 1.2 \text{百万円} = 16.8 \text{百万円}$

参考資料2 コンテナ貨物量推移

< 年度別コンテナ貨物量推移 >

(単位：千トン)

	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	数値	趨勢比率								
全国計	185,118	100.00%	188,130	101.63%	180,203	97.34%	193,687	104.63%	212,596	114.84%
輸出	76,558	100.00%	79,518	103.87%	76,093	99.39%	78,450	102.47%	82,604	107.90%
輸入	86,771	100.00%	87,175	100.47%	81,877	94.36%	92,706	106.84%	108,742	125.32%
移出	10,685	100.00%	10,575	98.96%	10,854	101.58%	11,459	107.24%	10,773	100.82%
移入	11,103	100.00%	10,862	97.83%	11,379	102.48%	11,072	99.73%	10,477	94.37%
特定重要港湾計	174,325	100.00%	166,151	95.31%	167,558	96.12%	178,729	102.53%	197,342	113.20%
輸出	75,562	100.00%	74,856	99.06%	74,146	98.13%	75,804	100.32%	79,623	105.37%
輸入	85,334	100.00%	81,467	95.47%	79,647	93.34%	89,843	105.28%	105,060	123.12%
移出	7,117	100.00%	5,575	78.34%	7,262	102.03%	6,979	98.06%	6,790	95.40%
移入	6,311	100.00%	4,253	67.39%	6,503	103.04%	6,102	96.69%	5,869	93.00%
大阪	19,702	100.00%	19,808	100.53%	18,482	93.81%	20,374	103.41%	23,961	121.62%
輸出	6,148	100.00%	6,375	103.70%	6,127	99.67%	6,046	98.35%	6,583	107.08%
輸入	12,133	100.00%	12,166	100.27%	11,264	92.84%	13,075	107.76%	15,590	128.49%
移出	885	100.00%	808	91.29%	725	82.00%	820	92.67%	1,203	135.99%
移入	537	100.00%	458	85.40%	366	68.19%	434	80.78%	585	109.04%
兵庫	33,656	100.00%	31,791	94.46%	31,062	92.29%	31,460	93.48%	33,882	100.67%
輸出	14,927	100.00%	14,537	97.39%	13,969	93.58%	13,834	92.67%	14,494	97.09%
輸入	17,030	100.00%	15,727	92.35%	14,735	86.52%	15,605	91.63%	17,667	103.74%
移出	857	100.00%	776	90.54%	1,036	120.92%	931	108.69%	777	90.63%
移入	842	100.00%	752	89.29%	1,322	157.08%	1,090	129.52%	945	112.24%
和歌山	104	100.00%	108	103.92%	68	65.42%	87	83.72%	88	84.91%
輸出	10	100.00%	15	151.15%	7	70.46%	13	131.22%	16	165.99%
輸入	55	100.00%	52	93.49%	36	65.10%	43	78.51%	49	89.15%
移出	32	100.00%	31	98.51%	20	64.75%	23	73.09%	15	46.72%
移入	8	100.00%	11	142.46%	5	71.03%	8	105.16%	8	109.92%

(注) 出典は、国土交通省総合政策局情報管理部発行の「港湾統計(年報)」である。

< 都道府県別コンテナ貨物量 >

平成8年度	コンテナ貨物量 (千トン)
1 神奈川	35,762
2 東京	33,737
3 兵庫	33,656
4 愛知	26,633
5 大阪	19,702
6 福岡	14,698
7 静岡	3,863
8 沖縄	3,412
9 北海道	3,248
10 鹿児島	2,249
11 広島	1,209
12 山口	1,161
13 三重	864
14 新潟	830
15 岡山	623
16 千葉	567
17 愛媛	554
18 宮城	368
19 長崎	347
20 富山	342
21 宮崎	281
22 茨城	229
23 石川	180
24 和歌山	104
25 青森	84
26 福井	81
27 秋田	70
28 香川	70
29 鳥取	44
30 山形	44
31 京都	43
32 大分	38
33 福島	19
34 徳島	6
35 岩手	0
35 島根	0
35 高知	0
35 佐賀	0
35 熊本	0
全国計	185,118

平成12年度	コンテナ貨物量 (千トン)
1 東京	39,332
2 神奈川	35,678
3 兵庫	33,882
4 愛知	31,741
5 大阪	23,961
6 福岡	17,910
7 静岡	5,820
8 北海道	3,412
9 沖縄	3,751
10 広島	2,398
11 三重	1,852
12 山口	1,741
13 鹿児島	1,593
14 新潟	1,576
15 岡山	1,267
16 宮城	1,246
17 千葉	893
18 愛媛	838
19 富山	458
20 青森	445
21 茨城	434
22 石川	264
23 香川	234
24 長崎	224
25 秋田	215
26 宮崎	187
27 福井	185
28 福島	164
29 佐賀	151
30 熊本	123
31 大分	101
32 徳島	100
33 鳥取	95
34 和歌山	88
35 山形	84
36 京都	82
37 高知	63
38 岩手	9
39 島根	0
全国計	212,596

(注) 出典は、国土交通省総合政策局情報管理部発行の「港湾統計(年報)」である。

(2) 収支計画

県の収支計画

平成9年度に県が作成した今後の収支計画は以下のとおりである。

なお、平成12年度までは実績値が織り込まれている。

ふ頭用地

(単位：百万円)

年度	収入				収入計	支出							収支差	地方債 残高
	起債 建設分	使用料	一般 財源	その他		建設費	建設 事務費	施設 管理費	維持 補修費	公債(建設分)		支出計		
										元金	利子等			
平成12年度まで	1,473.0			153.4	1,626.4	1,453.7	87.3			33.2	52.2	1,626.4	0.0	895.8
平成13年度	216.0	49.6			265.6	204.0	12.0	1.0		18.2	28.3	263.5	2.1	1,421.6
平成14年度	90.0	66.2		5.8	162.0	85.6	5.2	1.0		36.7	33.5	162.0	0.0	1,600.9
平成15年度	35.0	66.2		17.7	118.9	33.0	2.0	1.0		47.9	35.0	118.9	0.0	1,643.0
平成16年度	35.0	66.2		45.3	146.5	33.0	2.0	1.0		75.8	34.7	146.5	0.0	1,602.2
平成17年度		92.6		30.5	123.1			1.2		88.1	33.8	123.1	0.0	1,549.1
平成18年度		105.8		26.8	132.6			1.2	5.0	94.4	32.0	132.6	0.0	1,454.7
平成19年度		125.7		3.6	129.3			1.2		98.1	30.0	129.3	0.0	1,356.6
平成20年度		127.0		7.2	134.2			1.3	3.0	101.9	28.0	134.2	0.0	1,254.7
平成21年度		128.3		2.9	131.2			1.3		104.1	25.8	131.2	0.0	1,150.6
平成22年度		130.0		1.2	131.2			1.3		106.3	23.6	131.2	0.0	1,044.3
平成23年度		130.0		1.2	131.2			1.3		108.5	21.4	131.2	0.0	935.7
平成24年度		130.0		1.2	131.2			1.3		110.8	19.1	131.2	0.0	824.9
平成25年度		130.0		6.4	136.4			1.3	5.2	113.2	16.7	136.4	0.0	711.8
平成26年度		130.0		1.2	131.2			1.3		115.6	14.3	131.2	0.0	596.2
平成27年度		130.0			130.0			1.3		112.0	11.9	125.2	4.8	484.2
平成28年度		130.0			130.0			1.4		104.1	9.6	115.1	14.9	380.1
平成29年度		130.0			130.0			1.4		98.0	7.5	106.9	23.1	282.1
平成30年度		130.0			130.0			1.4	4.8	99.7	5.4	111.3	18.7	182.4
平成31年度		130.0			130.0			1.4		76.0	3.4	80.8	49.2	106.5
平成32年度		130.0			130.0			1.4		62.7	1.9	66.0	64.0	43.8
平成33年度		130.0			130.0			1.4		25.6	0.8	27.8	102.2	18.1
平成34年度		130.0			130.0			1.4		10.9	0.3	12.6	117.4	7.2
平成35年度		130.0			130.0			1.4	5.4	4.8	0.1	11.7	118.3	2.4
平成36年度		130.0			130.0			1.4		2.4	0.1	3.9	126.1	0.0
計	1,849.0	2,777.6	0.0	304.4	4,931.0	1,809.3	108.5	30.6	23.4	1,849.0	469.4	4,290.2	640.8	

(注) 収入欄に入っている「その他」は、収支を合わせるために他の使用料より充当するが、返済を予定していない項目である(以下同じ。)

したがって平成36年度までの実質的な収支差の累計は、収入「その他」の304.4百万円を差し引いた、336.4百万円である。

荷役機械

収支計画は作成されていたとのことであるが確認することができなかった。

上屋

(単位：百万円)

年度	収入				支出							収支差	地方債 残高	
	起債 建設分	使用料	一般 財源	その他	収入計	建設費	建設 事務費	施設 管理費	維持 補修費	公債(建設分)				支出計
										元金	利子等			
平成12年度まで	0.0				0.0							0.0	0.0	0.0
平成13年度	0.0			10.0	10.0	9.4	0.6					10.0	0.0	0.0
平成14年度	137.0			83.5	220.5	208.1	12.4					220.5	0.0	0.0
平成15年度		16.8			16.8			0.6			2.4	3.0	13.8	83.0
平成16年度		16.8			16.8			0.6			2.9	3.5	13.3	83.0
平成17年度		16.8			16.8			0.6			2.9	3.5	13.3	83.0
平成18年度		16.8			16.8			0.6		6.8	2.8	10.2	6.6	76.2
平成19年度		16.8			16.8			0.6		6.9	2.7	10.2	6.6	69.3
平成20年度		16.8			16.8			0.6		7.1	2.6	10.3	6.5	62.2
平成21年度		16.8			16.8			0.6		7.2	2.4	10.2	6.6	55.0
平成22年度		16.8			16.8			0.6		7.4	2.3	10.3	6.5	47.6
平成23年度		16.8			16.8			0.6		7.5	2.1	10.2	6.6	40.1
平成24年度		16.8			16.8			0.6	1.0	7.7	1.9	11.2	5.6	32.4
平成25年度		16.8			16.8			0.6		7.8	1.8	10.2	6.6	24.6
平成26年度		16.8			16.8			0.6		8.0	1.6	10.2	6.6	16.6
平成27年度		16.8			16.8			0.6		8.2	1.4	10.2	6.6	8.4
平成28年度		16.8			16.8			0.6		8.4	1.3	10.3	6.5	0.0
平成29年度		16.8			16.8			0.6		8.5	1.1	10.2	6.6	0.0
平成30年度		16.8			16.8			0.6		8.7	0.9	10.2	6.6	0.0
平成31年度		16.8			16.8			0.6		8.9	0.7	10.2	6.6	0.0
平成32年度		16.8			16.8			0.6		9.1	0.5	10.2	6.6	0.0
平成33年度		16.8			16.8			0.6		9.3	0.3	10.2	6.6	0.0
平成34年度		16.8			16.8			0.6	1.0	9.5	0.1	11.2	5.6	0.0
計	137.0	336.0	0.0	93.5	566.5	217.5	13.0	12.0	2.0	137.0	34.7	416.2	150.3	

(注)平成34年度までの実質的な収支差の累計は、収入「その他」の93.5百万円を差し引いた、56.8百万円である。

「2.経営管理の状況」でも述べているように、港湾管理事業のうち、特定の港湾に関する上屋、荷役機械及びふ頭用地等の港湾設備等は、港湾管理者が起債事業で実施することができる。そして、その返済は、起債事業の対象となる港湾施設の使用料収入を充てることが前提とされている。

監査の結果

「(1)使用料収入の計画」と同様に、県の作成したふ頭用地の収支計画は、起債事業の原則に則った、合理的な裏付けがある計画とは言い難い。

ふ頭用地については、合理的な需要予測をもとに収支計画を策定するとともに、使用料収入で賄えない事態が明らかとなった場合には、固定資産の有効活用も視野に入れた種々の対策を講ずるべきである。また、荷役機械については、収支計画は作成されていたとのことであるが確認することができなかった。収支計画に関する資料については適切に整備保管すべきである。

(3) 収支計画の試算

ふ頭用地の収支計画

西浜地区整備事業のうち、ふ頭用地の収支計画について次の前提条件にしたがってより現実的な試算を行った。

< 前提条件 >

県全体のコンテナ貨物量の推移過去5年分(平成10年度から平成14年度)を元に、コンテナ貨物量の伸び率を推計し、平成14年度のふ頭用地実績使用料収入にその伸び率を乗じて使用料収入を算定した。なお、平成22年度以降は一定とみなした。

また、ふ頭用地実績使用料収入について、平成13年度と平成14年度の数値は計画値ではなく、実績値に置き換えた。

他の数値については、県の作成した収支計画のものを用いた。

(単位：百万円)

年度	収入				収入計	支出						収支差	地方債残高	
	起債建設分	使用料	一般財源	その他		建設費	建設事務費	施設管理費	維持補修費	公債(建設分)				支出計
										元金	利息等			
平成12年度まで	1,473.0			153.4	1,626.4	1,453.7	87.3			33.2	52.2	1,626.4	0.0	895.8
平成13年度	216.0	41.8			257.8	204.0	12.0			18.2	28.3	263.5	5.7	1,421.6
平成14年度	90.0	52.7		5.8	148.5	85.6	5.2	1.0		36.7	33.5	162.0	13.5	1,600.9
平成15年度	35.0	50.9		17.7	103.6	33.0	2.0	1.0		47.9	35.0	118.9	15.3	1,643.0
平成16年度	35.0	51.2		45.3	131.5	33.0	2.0	1.0		75.8	34.7	146.5	15.0	1,602.2
平成17年度		51.4		30.5	81.9			1.2		88.1	33.8	123.1	41.2	1,549.1
平成18年度		51.7		26.8	78.5			1.2	5.0	94.4	32.0	132.6	54.1	1,454.7
平成19年度		52.0		3.6	55.6			1.2		98.1	30.0	129.3	73.7	1,356.6
平成20年度		52.3		7.2	59.5			1.3	3.0	101.9	28.0	134.2	74.7	1,254.7
平成21年度		52.6		2.9	55.5			1.3		104.1	25.8	131.2	75.7	1,150.6
平成22年度		52.9		1.2	54.1			1.3		106.3	23.6	131.2	77.1	1,044.3
平成23年度		52.9		1.2	54.1			1.3		108.5	21.4	131.2	77.1	935.7
平成24年度		52.9		1.2	54.1			1.3		110.8	19.1	131.2	77.1	824.9
平成25年度		52.9		6.4	59.3			1.3	5.2	113.2	16.7	136.4	77.1	711.8
平成26年度		52.9		1.2	54.1			1.3		115.6	14.3	131.2	77.1	596.2
平成27年度		52.9			52.9			1.3		112.0	11.9	125.2	72.3	484.2
平成28年度		52.9			52.9			1.4		104.1	9.6	115.1	62.2	380.1
平成29年度		52.9			52.9			1.4		98.0	7.5	106.9	54.0	282.1
平成30年度		52.9			52.9			1.4	4.8	99.7	5.4	111.3	58.4	182.4
平成31年度		52.9			52.9			1.4		76.0	3.4	80.8	27.9	106.5
平成32年度		52.9			52.9			1.4		62.7	1.9	66.0	13.1	43.8
平成33年度		52.9			52.9			1.4		25.6	0.8	27.8	25.1	18.1
平成34年度		52.9			52.9			1.4		10.9	0.3	12.6	40.3	7.2
平成35年度		52.9			52.9			1.4	5.4	4.8	0.1	11.7	41.2	2.4
平成36年度		52.9			52.9			1.4		2.4	0.1	3.9	49.0	0.0
計	1,849.0	1,249.3	0.0	304.4	3,402.7	1,809.3	108.5	30.6	23.4	1,849.0	469.4	4,290.2	887.5	

(注)平成36年度までの実質的な収支差の累計は、収入「その他」の304.4百万円を差し引いた、マイナス1,191.9百万円である。

意見

県の作成した収支計画の実質的な収支差は平成36年度までの累計で、336.4百万円であるが、現実的な推計値を元に算出した収支差はマイナス1,191.9百万円となり、後者の収支差は最終的には一般財源に頼らざるを得ず、県民の負担増につながるものである。

したがって、起債事業の収支計画については特に、適時に実績と比較して対策を講ずる必要がある。

6. 港區別損益計算書分析（和歌山下津港）

港湾管理者として港湾施設を適切に運営するという観点からは、単なる収支の把握ではなく、港区に帰属するコストを正確に計算し、各年度に発生した収益及び費用を適切に把握して損益計算を行い、効率的運営に向け有用な情報を作成することが求められるといえる。このように考えると、港湾事業に企業会計的手法を導入し、ストック情報から導かれるコストを反映させる方が望ましい。ここでは、特別会計及び和歌山マリーナ事業債を対象として、簡便的に和歌山下津港における主要な港區別の損益計算書作成を試みた。

（1）港區別損益計算書

<和歌山北港区及び和歌山本港区>

（単位：千円）

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料収入	524,840	512,282	478,524
（入港料）	23,734	21,700	23,709
（港湾施設等使用料）	426,351	407,936	376,684
（魚釣り公園使用料）	74,755	82,646	78,131
雑収入	20,472	39,732	7,131
収益計(A)	545,312	552,014	485,655
諸支出	293,773	301,407	293,700
人件費	108,261	113,028	109,468
委託料	112,855	132,667	132,907
（うち魚釣り公園）	73,500	74,900	74,000
負担金、補助及び交付金	33,144	9,706	10,309
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	39,513	46,006	41,017
県債支出	161,270	166,916	168,870
（利子）	161,270	166,916	168,870
支出計(B)	455,043	468,323	462,570
差引(C)=(A)-(B)	90,269	83,691	23,085
減価償却費(D)	45,340	82,520	82,741
退職給付引当金繰入(E)	30,442	27,569	9,340
単年度損益(F)=(C)-(D)-(E)	75,371	26,398	50,316

< 和歌浦・海南港区 >

(単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料収入	94,150	103,504	111,939
(入港料)	2,734	2,042	1,605
(港湾施設等使用料)	12,731	12,614	15,129
(マリーナ使用料)	78,684	88,848	95,205
雑収入	219	96	104
収益計(A)	94,369	103,600	112,043
諸支出	58,738	58,803	56,570
人件費	920	960	930
委託料	57,201	57,369	55,204
(うちマリーナ)	57,201	57,369	55,204
負担金、補助及び交付金	282	82	88
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	336	391	349
県債支出	92,036	87,086	81,530
(利子)	92,036	87,086	81,530
支出計(B)	150,774	145,889	138,100
差引(C)=(A)-(B)	56,405	42,289	26,057
減価償却費(D)	45,479	45,549	45,549
退職給付引当金繰入(E)	259	234	79
単年度損益(F)=(C)-(D)-(E)	101,625	88,072	71,527

< 下津港区及び有田港区 >

(単位：千円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
使用料収入	28,731	19,644	18,866
(入港料)	26,857	17,794	17,070
(港湾施設等使用料)	1,874	1,850	1,796
雑収入	-	-	55
収益計(A)	28,731	19,644	18,921
諸支出	203	190	181
人件費	122	127	123
委託料	-	-	-
負担金、補助及び交付金	37	11	12
補償、補填及び賠償金	-	-	-
その他	44	52	46
県債支出	181	188	190
(利子)	181	188	190
支出計(B)	384	377	370
差引(C)=(A)-(B)	28,346	19,267	18,551
減価償却費(D)	3,243	3,243	3,243
退職給付引当金繰入(E)	34	31	10
単年度損益(F)=(C)-(D)-(E)	25,137	15,993	15,318

計算の仮定は以下のとおりである。

- ・ 固定資産投資額の範囲

「工事請負費」「公有財産購入費」の2項目を資本的支出とみなし、損益計算には反映させていない。

- ・ 減価償却費の計算方法

《対象範囲及び取得価額》

以下の2つを対象とした。

(A) 県から入手した、5年ごとに作成される、第5次から第9次の「港湾整備五箇年計画」(昭和51年度から平成14年度まで)をもとに地区別、施設別に把握した投資事業費額のうち、橋梁及び道路以外を対象とし、当該事業費額を取得価額とした。

(B) 港湾台帳より把握した償却資産(注)を対象とし、取得価額を質問等により別途把握した。

(注) 上屋、荷役機械、ふ頭照明、冷凍コンテナ用コンセント、棧橋上屋、海洋性廃棄物焼却施設、和歌山下津港湾事務所、ディングーハウス、ディングーマリーナ(保管)、ディングーヨット(艇庫)

《減価償却開始日》

(A) 事業費については、地区ごとに工事完了の適否を判定し、完了した工事が含まれる「港湾整備五箇年計画」の最終年度の翌年度から、施設別に償却を開始した。

(B) 償却資産については、取得年月から償却を開始した。

《耐用年数》

(A)(B)ともに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により、耐用年数を判定した。判定不能なものについては、社団法人日本港湾協会が作成している「港湾関係補助金等交付規則実施要領(改訂版、平成15年7月)」を参考にした。

《償却方法》

(A)(B)ともに、残存価額10%、定額法により減価償却費を算定した。

- ・ 退職給付引当金繰入の計算方法

各年度末に在籍する和歌山下津港湾事務所の職員の各年度末の自己都合要支給額の差額により計算し、増加した場合は繰入(プラス)、減少した場合は戻入(マイナス)で表示している。なお、各港区への配賦額は、「工事請負費(港湾建設費)」の過去3年の平均値の比率により按分した。

「4. 港區別収支分析(和歌山下津港)」において各港区の単年度収支を把握するにあたり、収支から、過年度からの「繰越金」(特別会計)、基金からの「繰入金」及び基金への「積立金」の影響を除いた。ここではさらに、港湾事業に係る各年度の運営状況の把握を目的として、以下の考え方に基づき「損益計算書」を作成している。

県債に係る収支のうち、単年度の費用として発生するのは利息のみであり、発行による収入、元本の返済額は、運営費からは除く必要がある。

また、支払時の一時的な支出として処理される退職金は、職員の勤務に応じ徐々に発生する費用であると考え、その各年度の増加額を、運営費に反映させる。さらには、将来に亘りその効果を発揮して収入を生み出す固定資産への投資額(資本的支出)は、単年度の効率性を判断するに当たっては、除く必要がある一方、固定資産の使用により「価値の減少」という費用を発生させるため、加味する必要がある。これらの非資金的費用を、それぞれ「退職給付引当金繰入額」「減価償却費」という項目で損益計算に反映させる。

(2) 意見

以上に基づき計算した結果、平成14年度の単年度損益がプラスとなったのは、下津港区及び有田港区のみである。これは、同港区の事業規模は比較的小さく減価償却費の負担がそれほど大きくないこと、及び「入港料」のように施設の維持管理や運営に伴う費用の発生を伴わない収入の割合が高いこと等が原因と考えられる。

和歌山北港区及び和歌山本港区において特筆すべきは、資金調達コストである県債の利子支払額が、使用料収入の金額の約3分の1を占めており、使用料収入が伸び悩んでいるため、この比率が年々増加していることである(平成12年度 30.7%、平成13年度 32.6%、平成14年度 35.3%)。また、平成13年度の西浜コンテナターミナル完成により、「減価償却費」の負担が、平成12年度に比べほぼ倍増したため、非資金的費用(「減価償却費」「退職給付引当金繰入」)を反映させると平成13年度以降、単年度損益はマイナスとなっている。

和歌浦・海南港区は、非資金的費用を反映させる前の段階でマイナスではあるが、使用料収入の増加に加え、県債利息が年々減少傾向にあるため、非資金費用反映前の損益は徐々に改善されつつある。しかしながら、同港区は、過去の事業費規模からして減価償却費の負担が比較的大きいため、各年度の最終損益は、依然マイナスの状態である。

使用料収入をもって毎年の運営費や県債利子を賄えない状況では、一般財源からの補填に依存せざるをえない。

また、もし非資金費用を反映させる前の段階でプラスであっても、「減価償却費」のよ

うに、港湾施設の使用期間に亘って使用料収入で賄われるべき費用については、それを反映させた結果がマイナスとなる状況が続けば、長期的には同じである。

赤字事業の継続には、深刻に対応すべきである。県財政の適正化の観点から、港湾施設運営における赤字幅を縮小させ、一般財源からの補填額、言い換えれば県民の負担額を少しでも減らすため、収入増加への自助努力はもちろんのことであるが、コスト削減へ積極的に取り組む必要がある。各港湾施設の損益の状況を把握し、社会資本整備に係る県民の負担を明らかにするとともに、収入が見込まれる事業については、経費削減及び操業度の上昇等による効率化を図ることが望まれる。

7. 総括意見

(1) 入札に関する事項

高い落札率

前述したように、平成12年度から平成14年度の3年間で県が入札を実施した港湾事業の79%の発注について、予定価格比95%以上の落札率であり、また、全契約の落札額は予定価格合計の95%であり、かなり高い水準にある。

平成14年度については、95%以上の落札率は和歌山下津港湾事務所が全入札件数13件のうち1件であるのに対し、日高振興局建設部が45件のうち36件、東牟婁振興局新宮建設部が15件のうち14件と、部署によってかなり大きい差が見受けられる。同じ制度により入札が実施されている以上、依然として高い落札率である部署は、より多くの情報入手することに努め、入札の適正化を保持することが必要である。

新しい入札制度に向けて

平成12年度から平成14年度の3年間で県が入札を実施した港湾事業の予定価格合計が9,020百万円であるため、例えば、落札率が1%低下したとすると、約90百万円の支出の削減が図られることになる。

平成13年2月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、入札及び契約の適正化を図るための措置として、透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保等に関する事項が示されている。

措置できていない事項については、早急に改善する必要があるが、特に、管内に十分な業者数を確保できていない部署が総じて高い落札率となる傾向が見受けられることから、電子入札システムの導入、郵送方式の導入、一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象金額の拡大等により、透明性を確保し、公正な競争を促進させる入札制度改革に積極的に取り組んでいくことが必要である。

(2) 港湾整備事業の今後の課題

西浜地区整備事業の将来の収支見込及び県財政に与える影響

港湾管理事業のうち、特定の港湾に関する上屋、荷役機械及びふ頭用地等の港湾設備等は、港湾管理者が起債事業で実施することができる。そして、その返済は、起債事業の対象となる港湾施設の使用料収入を充てることが前提とされている。

前述したように、西浜地区整備事業のうち、ふ頭用地の収支見通しについて一定の仮定に基づき試算を行ったところ、平成 36 年度における実質的な収支の累計額は、1,191 百万円の支出超過であり、最終的には県財政の負担すなわち県民の負担とならざるを得ない状況にある。

港湾施設の有効利用の必要性

前述したように、県内の港湾には、今後の明確な使用見込がない荷さばき地、野積場及び荷役機械、後背の工業用地等が存在する。宇久井港の荷さばき地（一部を除く）及び野積場に至っては、同じ地方港湾でありながら、平成 12 年度に背後地域の産業振興が期待できる港として特定地域振興重要港湾に選定された新宮港があるため、港湾施設として有効利用されることはますます難しくなると思われる。

このように利用度が著しく低い施設については、今後の有効活用の方向性を改めて検討する必要がある。荷役機械等の動産については他自治体や民間への売却、土地等の不動産については他の施設への転換を図ることも、一案であるとする。また、現状のまま利用する場合でも、使用者の範囲を一般の県民まで広げる等、積極的な低、未利用地の有効活用を検討すべきである。

港湾管理者としての説明責任

本来であるならば、計画と実績の差異の原因を分析し、今後の修正計画に反映させ、修正計画を実施していくことにより、より適切な港湾運営を図っていく必要があるが、県の収支計画作成のための資料には、推計の具体的手法、推計過程などは示されていない。このことは計画策定者の説明責任が十分果たされていないことを示している。

計画策定者が計画策定過程についての事後的な検証が不可能であるような事態を生じさせていることは、計画策定者が説明責任を放棄していることに等しい。現在の収支計画策定のための資料の内容は、収支計画策定における港湾管理者の説明責任を果たすには不十分であり、少なくとも資料の記載事項について、その内容の充実が必要である。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

添付資料 料金表

1. 入港料

(和歌山下津港入港料条例)

条 件		使用料	備 考
外航運送に従事する船	1 トンあたり	2 円	入港 1 回あたり
外航運送に従事する以外の船		1 円 05 銭	

2. 港湾施設使用料

(和歌山県港湾施設管理条例)

(1) 係留施設

港湾施設	条 件		使用料	備 考	
岸壁・棧橋 物揚場(小型船舶係留施設は除く)	外航運送に従事する船舶	不定期船	係留 12 時間まで	6 円	総トン数 1 トン又はその端数ごとに
			係留 12 時間を超え 24 時間まで	8 円	
			係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	8 円	
		定期船	係留 12 時間まで	3 円	
			係留 12 時間を超え 24 時間まで	4 円	
			係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	4 円	
		深さ 10 m 以上の岸壁に係留	係留 12 時間まで	6 円 75 銭	
			係留 12 時間を超え 24 時間まで	9 円	
	はしけ等でトン数表示しないもの	係留 12 時間まで	6 円	貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに	
		係留 12 時間を超え 24 時間まで	8 円		
	内航運送に従事する船舶	不定期船	係留 12 時間まで	6 円 30 銭	総トン数 1 トン又はその端数ごとに
			係留 12 時間を超え 24 時間まで	8 円 40 銭	
			係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	8 円 40 銭	
		定期船	係留 12 時間まで	3 円 15 銭	
			係留 12 時間を超え 24 時間まで	4 円 20 銭	
			係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	4 円 20 銭	
深さ 10 m 以上の岸壁に係留		係留 12 時間まで	7 円 08 銭		
		係留 12 時間を超え 24 時間まで	9 円 45 銭		
はしけ等でトン数表示しないもの	係留 12 時間まで	6 円 30 銭	貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに		
	係留 12 時間を超え 24 時間まで	8 円 40 銭			
係留浮標	外航運送に従事する船舶	総トン数 1,000 トン未満	係留 24 時間まで	3,100 円	
		係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	3,100 円		
	内航運送に従事する船舶	総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満	係留 24 時間まで	6,200 円	
		係留 24 時間を超え 24 時間までごとに	6,200 円		

港湾施設	条 件		使用料	備考	
係留浮標	外航運送に従事する船舶	総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	9,200円 9,200円	
		総トン数 5,000トン以上 10,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	14,200円 14,200円	
		総トン数 10,000トン以上 15,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	23,400円 23,400円	
		総トン数 15,000トン以上	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	27,700円 27,700円	
	内航運送に従事する船舶	総トン数 1,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	3,255円 3,255円	
		総トン数 1,000トン以上 3,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	6,510円 6,510円	
		総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	9,660円 9,660円	
		総トン数 5,000トン以上 10,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	14,910円 14,910円	
		総トン数 10,000トン以上 15,000トン未満	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	24,570円 24,570円	
		総トン数 15,000トン以上	係留24時間まで 係留24時間を超え24時間までごとに	29,085円 29,085円	
小型船舶係留施設	船舶の長さ1m又はその端数ごとに1月につき		840円		
小型船舶係留施設 (浮さん橋)	占有する水域1㎡、又はその端数ごとに1月につき		360円		

(2) 臨港交通施設

港湾施設	条 件	使用料	備考
鉄道	通過1往復1車両(貨物及び客車)につき	136円50銭	

(3) 荷さばき施設

港湾施設	条 件		使用料	備 考
上屋	1号上屋 及び2号 上屋	使用日数15日まで	10円50銭	1㎡又はその 端数ごとに、 1日につき
		使用日数16日から30日まで	17円32銭	
		使用日数30日を超えるとき	25円72銭	
	3号上屋 及び4号 上屋	使用日数15日まで	14円70銭	
		使用日数16日から30日まで	24円15銭	
		使用日数30日を超えるとき	35円70銭	
	5号、6号 及び7号 上屋	使用日数15日まで	18円90銭	
		使用日数16日から30日まで	31円50銭	
使用日数30日を超えるとき		46円20銭		
8号上屋	使用日数15日まで	20円18銭		
	使用日数16日から30日まで	33円64銭		
	使用日数30日を超えるとき	50円46銭		
荷さばき 地	使用日数5日まで	7円35銭		
	使用日数6日から15日まで	9円45銭		
	使用日数15日を超えるとき	11円55銭		
水面整理 場	使用日数20日まで	17円32銭	1㎡につき	
	使用日数21日から30日まで	33円60銭		
	使用日数30日を超え、超える日数10日までごとに	22円05銭		
荷役機械	ジブクレーン		22,050円	1時間につき
	ガントリークレーン		30,000円	30分につき
付属設備	冷凍コンテ ナ用コンセ ント	20フィートコンテナに使用するとき	210円	1個1時間につ き
		40フィートコンテナに使用するとき	315円	
	ふ頭照明用設備		210円	1基1時間につ き

(4) 保管施設

港湾施設	条 件		使用料	備 考
野積場	一種地	使用日数 15 日まで	4 円 72 銭	1 m ² 又はその 端数ごとに、 1 日につき
		使用日数 16 日から 30 日まで	8 円 40 銭	
		使用日数 30 日を超えるとき	15 円 22 銭	
	二種地	使用日数 15 日まで	3 円 67 銭	13 円 12 銭
使用日数 16 日から 30 日まで 使用日数 30 日を超えるとき		7 円 35 銭		
西浜地区専用 使用(3,000 m ² 未満)	コンテナターミナル 1 月あたり 舗装済み 1 月あたり 未舗装 1 月あたり	203 円 131 円 20 銭 110 円 20 銭	1 m ² につき	
	コンテナターミナル 1 年あたり 舗装済み 1 年あたり 未舗装 1 年あたり	1,100 円 700 円 500 円		
水面貯木 場	一般使用	使用日数 30 日まで	17 円 32 銭	1 m ² につき
		使用日数 31 日から 60 日まで 使用日数 60 日を超え、30 日までごと に	33 円 60 銭 24 円 67 銭	
	専用使用	1 月あたり	17 円 32 銭	

(5) 保管施設

港湾施設	条 件		使用料	備 考
船舶給水 施設	外航運送船舶		550 円	直接給水量 1
	外航運送以外の船舶		577 円	? につき

(6) 港湾環境整備施設

港湾施設	条 件		使用料	備 考
運動場	午前 9 時から正午まで		1,350 円	
	午後 1 時から午後 5 時まで		1,800 円	
	午前 9 時から午後 5 時まで		3,600 円	
庭球場	午前 9 時から正午まで		2,700 円	1 面につき
	午後 1 時から午後 5 時まで		3,600 円	
	午前 9 時から午後 5 時まで		7,200 円	
ゲートボ ール場	午前 9 時から正午まで		1,350 円	
	午後 1 時から午後 5 時まで		1,800 円	
	午前 9 時から午後 5 時まで		3,600 円	

(7) 港湾施設用地

港湾施設	条 件		使用料	備 考
建築物又は荷役機械の設置	使用期間が1月未満(1級地)		81円37銭	1㎡又はその端数ごとに
	(2級地)		46円72銭	
使用期間が1月以上(1級地)		920円/年		
(2級地)		530円/年		
栈橋・物揚場等	使用期間が1月未満(1級地)		46円72銭	1㎡又はその端数ごとに
	(2級地)		23円62銭	
使用期間が1月以上(1級地)		530円/年		
(2級地)		260円/年		
電柱・杭等の設置	使用期間が1月未満(1級地)		83円47銭	1本につき
	(2級地)		59円85銭	
使用期間が1月以上(1級地)		950円/年		
(2級地)		670円/年		
軌道敷設及び軌条設置	使用期間が1月未満(1級地)		81円37銭	1㎡又はその端数ごとに
	(2級地)		46円72銭	
使用期間が1月以上(1級地)		920円/年		
(2級地)		530円/年		
電線又は各種管埋設	外径20cm未満のもの	使用期間が1月未満(1級地)	7円87銭	1m又はその端数ごとに
		(2級地)	4円72銭	
		使用期間が1月以上(1級地)	90円/年	
		(2級地)	50円/年	
	外径20cm以上40cm未満のもの	使用期間が1月未満(1級地)	15円75銭	
		(2級地)	8円92銭	
		使用期間が1月以上(1級地)	180円/年	
		(2級地)	100円/年	
外径40cm以上1m未満のもの	使用期間が1月未満(1級地)	40円42銭		
	(2級地)	23円10銭		
	使用期間が1月以上(1級地)	460円/年		
	(2級地)	260円/年		
外径1m以上のもの	使用期間が1月未満(1級地)	81円37銭	1㎡又はその端数ごとに	
	(2級地)	46円72銭		
	使用期間が1月以上(1級地)	920円/年		
	(2級地)	530円/年		
その他広告物等の設置	使用期間が1月未満(1級地)		70円35銭	1㎡又はその端数ごとに
	(2級地)		57円75銭	
使用期間が1月以上(1級地)		790円/年		
(2級地)		660円/年		

3. マリーナ使用料

(和歌山県マリーナ条例)

種別		条件		使用料	備考
船舶保管施設	ディンギーヨット	専用使用	学校教育法第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれに準ずると認められる者が学校活動の一環として使用する場合	5,250円	1月あたり1隻につき
			上記以外の場合	10,500円	
		一時使用		2,100円	1日あたり1隻につき
	ディンギーヨット以外の艇	県内の者	艇長が5m未満のもの	248,040円	1年あたり1隻につき
			艇長が5m以上6m未満のもの	303,160円	
	艇長が6m以上7m未満のもの		358,280円		
艇長が7m以上8m未満のもの	413,400円				
艇長が8m以上9m未満のもの	468,520円				
艇長が9m以上10m未満のもの	523,640円				
県外の者	艇長が5m未満のもの	272,830円	1年あたり1隻につき		
	艇長が5m以上6m未満のもの	333,460円			
	艇長が6m以上7m未満のもの	394,090円			
	艇長が7m以上8m未満のもの	454,720円			
	艇長が8m以上9m未満のもの	515,350円			
艇長が9m以上10m未満のもの	575,980円				
けい留施設		艇長が6m未満のもの	3,150円	1日あたり1隻につき	
		艇長が6m以上9m未満のもの	6,300円		
		艇長が9m以上12m未満のもの	9,450円		
		艇長が12m以上のもの	12,600円		
上下架施設		専用使用	艇長が5m未満のもの	1,260円	上架又は下架1回につき
			艇長が5m以上6m未満のもの	1,540円	
艇長が6m以上7m未満のもの	1,820円				
艇長が7m以上8m未満のもの	2,100円				
艇長が8m以上9m未満のもの	2,380円				
		艇長が9m以上10m未満のもの	2,660円		
		専用使用以外の場合		420円	艇長1mあたり上架又は下架1回につき
洗艇場		ディンギーヨット	100円	1回につき	
		ディンギーヨット以外の艇	400円		
駐車場		-	500円	1日1回につき	
シャワー		-	100円	1回につき	
ロッカー		-	100円	1日につき	

4. 魚釣り公園使用料

(和歌山県使用料及び手数料条例)

種別		使用料	
魚釣施設	大人	1人1回につき	500円
	小人	1人1回につき	100円
駐車場	大型自動車	1日1回につき	1,000円
	普通自動車	1日1回につき	500円
	自動二輪車	1日1回につき	100円

5. 港湾占用料

(和歌山県港湾占用料等徴収条例)

区分		単位	金額(年額)				
			1級地	2級地	3級地		
水域の土地の利用等に係るもの以外のもの	工作物を設置する場合	上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設その他の建設物、荷役機械	1 m ²	1,070円	780円	550円	
		軌道、軌条	1 m ²	430円	350円	220円	
		係留施設、橋りょう	1 m ²	220円	170円	130円	
		電柱、くい等(電柱の支柱及び支線は、それぞれ1本とする。)	1本	900円	720円	540円	
		管類・線類	外径20cm未満のもの	1 m	44円	34円	17円
			外径20cm以上40cm未満のもの	1 m	88円	68円	34円
			外径40cm以上1m未満のもの	1 m	220円	170円	84円
			外径1m以上のもの	1 m ²	440円	340円	168円
		鉄塔等	1 m ²	1,070円	780円	550円	
	広告物等(表示面積による。)	1 m ²	440円	340円	168円		
	その他の工作物	1 m ²	1,070円	780円	550円		
	工作物を設置しない場合	木材係留	1 m ²	220円	170円	130円	
		その他のもの	1 m ²	220円	170円	130円	
水域の土地の利用等に係るもの		1 m ²	その都度知事が定める額				